

平成30年2月

# 委員協議会議事録

松本市農業委員会

平成30年2月 松本市農業委員会 委員協議会 議事録

1 日 時 平成30年2月27日(火)午後1時25分から午後2時58分

2 場 所 Mウイング文化センター(6階ホール)

3 出席委員 43人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	14番	荒井 和久
15番	細田 範良	16番	波田野裕男
17番	赤羽 隆男	18番	竹島 敏博
19番	丸山 寛実	20番	上條萬壽登
21番	小林 弘也	22番	塩原 忠
23番	古沢 明子	24番	上内 佳朋
25番	柳澤 元吉	26番	波多腰哲郎
27番	田中 悦郎	30番	小沢 和子
31番	竹内 益貴	32番	窪田 英明
33番	上條英一郎	34番	百瀬 道雄
35番	伊藤 素章	37番	百瀬 文彦
38番	小松 誠一	39番	菅野 訓芳
40番	百瀬 貞雄	41番	前田 隆之
42番	青木 秀夫	43番	萩原 良治
44番	波場 秀樹	45番	百瀬 秀一
47番	三村 晴夫	48番	上條 信
49番	赤羽 米子		

4 欠席委員 5人

13番	中島 孝子	28番	伊藤 修平
29番	橋本 実嗣	36番	忠地 義光
46番	金子 文彦		

5 農業者の体力維持について(研修会)  
膝のケア・トレーニングについて

6 協議事項

(1) 新体制における農業委員会の運営方針について

7 報告事項

(1) 平成29年度家族経営協定締結状況について

(2) 平成30年度農業委員会主要会議等の開催日程について

- (3) 平成29年度農地所有適格法人の要件等審査結果について
- (4) 平成30年度非農地判断の実施について
- (5) 全国農業新聞普及推進に係る農業委員功労者該当者の選出について
- (6) 2月農業振興部会における懇談予定について
- (7) 1月定例部会報告
- (8) 主要会務報告

## 8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田	京子
		〃	局長補佐	板花	賢治
		〃	局長補佐	小西	えみ
		〃	担当係長	齋藤	信幸
		農政課	主任	大塚	留誠
		松本農業改良普及センター担当係長		穂谷	政人
		(株)松本山雅	営業本部長	柄澤	深
		〃	ユースアカデミーフィジカルコーチ	芝田	貴臣

10 会長あいさつ 小林会長

11 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 14番 荒井 和久 委員

15番 細田 範良 委員

〔書記〕板花局長補佐、小西局長補佐

14 会議の概要

議長

本日の議案ですが、農地部会に22件の議案が提出をされております。このうち議案第175号と176号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに第177号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会にそれぞれ事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行って、意見集約の上、農地部会に報告をお願いいたします。

協議事項に入る前に、本日は委員さん向けに研修会を企画をいたしました。農作業では、重い物を持ち上げたり単純作業を繰り返すと、体の特定部分に負担がかかることが多々あると思います。また、農業者の高齢化がますます進行する中で、健康寿命の延伸と体力維持は大きな課題であります。本日は、松本山雅ユースアカデミーのフィジカルコーチをお招きし、「膝のケア・トレーニング」と題する研修をしていただきます。

委員の皆様には、ぜひ本日の学んだ話を生かして、ともに地区で話題にしていただき、農業者の健康福祉の増進に役立てていただくようお願い申し上げます。

本日の企画は、農政課の昨年末に企画した農村女性向けの講座が大変好評であったことから、農政課を通して実現したものでございます。

講師のご紹介につきましては、担当の大塚主任からお願いいたしたいと思っております。

大塚主任、お願いします。

大塚（農政課）

皆さん、こんにちは。大塚と申します。

それでは、簡単に芝田貴臣さんのご紹介をさせていただきたいと思っております。

今、こちらにお座りいただいている方になりますけれども、芝田さんは長崎県のご出身で、私と実は同い年です。幾つなんでしょうね。明治大学のサッカー部のトレーナー時代に、長友佑都選手を指導されておりまして、体幹トレーニングのパイオニアとしてご活躍をいただいております。キングカズこと三浦知良選手も指導をされていらっしまったというご経歴をお持ちの方でいらっしまいます。

指導歴といたしましては、サガン鳥栖のトップチームのフィジカルコーチとして指導をされまして、続いて横浜FC、そちらのほうでご活躍の後に、カタレ富山に移籍されまして、2016年から松本山雅フットボールクラブアカデミーフィジカルコーチとしてご活躍をいただいております。

芝田さんなんですけれども、ウィキペディアで検索をすると、お名前が出てこられますね。私もいつかそんな人物になりたいなという憧れの方になります。

お隣に座っていらっしまいますのが営業本部長の柄澤深さんです。きょう、ご一緒していただいております。

それでは、早速講座のほうを30分ぐらいでありますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

芝田（株）松本山雅ユースアカデミーフィジカルコーチ） どうも初めまして。こんにちは。

まず、このような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。松本山雅の芝田と言います。ご紹介いただきました。

つい先日、トップチームのほうも開幕を終えて、ことしは無事開幕で勝ち点を取れて開幕を迎えたということで、僕らが松本山雅で活動していく中で、何か一番必要なのかと。サッカーだけではなく、この地域に何をお手伝いできるのかなという、僕もことしで3年目なんですけれども、かかわっていて、やっぱり一番は地域の子供たちに元気と夢と与えていくことが大事だと。それプラス、そのお手伝いができるようになっていかなきゃいけないのかなと思っています。

それプラス、時間を経ればいくほど、この松本という地域がどういった地域かというのが見えてきて、やっぱり次に感じたのが、つい去年年末、12月、この農政課のイベントをお手伝いさせていただいたときに、やっ

ぱりこの松本地域は、農業に携わっている方々がやっぱり元気でいなきゃ、地域の元気、活性化というのはつながってこないのかなということで、これに対して僕らが何かお手伝いができるんだったら、どんどんやっていかなきゃいけないんじゃないかということで、この今、僕らが進めている事業が存在します。

というところで、実際もう少し、じゃ掘り下げていく中で、農業の方々に何かができるのかというところで、まず僕が持っているノウハウを皆さんに紹介させていただいて、かつ活用させていただいて、やっぱり農業に携わっている方が元気でより長くお仕事に従事していただけてくれることが僕ら松本山雅のまずは取っかかりのできることかなと思っています。

というところで、紙が3枚、きょう用意させていただきました、紙を。その中のちょっとピックアップして幾つかやっていただこうかなと思っています。もう僕のしゃべりよりやっていただいたほうが早いと思うので、ぜひ一緒にやっていただけたらなと思います。よろしいですか、じゃ皆さん一緒に。

じゃ、ちょっとせっかくなんで、立っていただいて、すみません、じゃちょっと中へ失礼します。

人間の体って、まず衰えてくるところって、年とともにとかじゃなくて、まず運動不足で一番衰えていくところってどこかなといったときに、これ、特にサッカー選手は多いんですけども、一番大きく衰えるのはすねの筋肉なんです。ここのすね。ここのすねの筋肉がまず衰えてくると、まず歩行がスムーズじゃなくなってきました、歩行が。どういうふうなことが起きるかという、まずかかとかから人間の体って接地するんですけども、かかとかから接地するためにはつま先を上げなきゃいけないんですよ。つま先を上げるためには、ここのすねの筋肉がないとだめなんです。すねの筋肉が衰えると、普通はかかとかからおりるんですけども、ストンと落ちちゃうんですよ。そうすると、余計ふくらはぎでけらなきゃいけないというふうに、ふくらはぎの筋肉もないと、前へけらなくて、もうベタッ、ベタッ、ベタッ、ベタッ、すごいつまづきやすいような歩き方になってしまうんですよ。

だから、まず、これはサッカー選手にも言うんですけども、特に先ほど紹介いただいた三浦知良とかもそうなんですけれども、彼は足首が悪いんですよ。足首が悪い中で、いつもこのふくらはぎばかり鍛えていたんですよ、こうやって。いや、カズさん、違いますよ。ふくらはぎ鍛える前に、前を鍛えていかないと、基本的には人間の体ってバランスとれない。特にすねなんかっていうのは、ボールをとめる、ける、ダッシュする、とまる、ターンするとかっていうところが衰えますよってという話を進めていったところが、ちょうど僕が三浦知良と出会った1年目だと思います。これは一般の方でも言えると思います。サッカー選手だけではなくて。

そういったところのトレーニングをいつでもできるようなトレーニング、ちょっと今からやりますから、皆さんも一緒にやってみましょう。いいですか。

じゃ、まず右足から行きましょう。右足を単純にこういう上下してください。ずっと速く大きく。いいですか。行きますよ。用意、スタート。ずっとやってくださいね、オーケーと言うまで。まだまだ、もっと大きく、もっと大きく、速く動かしてください。まだです。まだまだ。もっと大きく、速く動いていただく。そうすると、まだですよ。動かない。

三浦知良がこれをやっていたら、どうするかって、もうすね動かなくなって、おしりだけ動いちゃったんです、これ。本当ですよ、これ。もっと動かしてください。大丈夫ですか、おしり動いていないですか。もっともっと、あと10秒行きましょう、じゃ。

逆足行きます。用意、スタート。用意、はい。そうです、そうです、そうです、そうです。いいです。やりながら聞いてください。

このトレーニングのいいところは、いつでも、どこでも、誰でもやれるということです。僕でも、皆さんでも、お孫さんでも。雨降っていようが、風吹いていようが、家でもどこでも、まだですよ。あと1時間行きますから。うそです。オーケーです。

どうですか、皆さん。結構きついでしょ。やっぱりこうやって筋肉を意識的に動かすということは物すごく大事なことです。これ、すねだけではなくて。これは、ある意味当たり前のことなんですけれども、当たり前のことが意外と当たり前じゃなくなっているのが、多分今なんじゃないかなと思います。

例えば、ふとした起きるときとか、寝るときとかというところで、やっぱりなってくると思うので、こういったことのきっかけが僕らができるかなと思って、ことしはやっていかせていただこうかなと思っています。

特に、去年の農政課のお仕事をお手伝いさせていただいたときに、物すごい痛感したんですね。これ、もうちょっと僕らが皆様のお手伝いをさせていただくことが、地域の皆さんの健康と長く仕事に従事できる一つのお手伝いになるんだったら、僕ら、どのぐらいでもやらせてもらいたいかなと思っています。

そういったところで、次に、じゃあと2つぐらい、時間があるのでやってみましょう。

2枚目の紙、2枚目というか、このいすの座っている紙ありますよね、3枚ある中の。ああ、これです、これです。

じゃ、椅子をちょっと引いていただいて、椅子を。じゃ、行きましょうか。じゃ、椅子に座っていただいて。

じゃ、次に、先ほどすねが衰えるという話をしましたけれども、次衰えるのは、動きがかたくなるのは股関節なんですよ。股関節どこかといったら、上半身と下半身をつなぐこの骨盤ですよ。ここ。ここが基本的にはかたくなってきます。かたくなるとどうするかというと、使えなくなってくるんです。使えなくなると、使わなくなると、どんどん筋肉が衰えていくのが事実です。

さっき長友の話をしていただきましたけれども、長友選手は、彼はおじいちゃんがレスリングの選手なんですよ。体が物すごい、大学に来たとき

も。ですけれども、腰にヘルニアと分離症って腰の骨の病気を持っていたんですよ、けがを。だから、その筋肉が全然使えてなくて、何で使えてないんだろうなと思って、股関節のトレーニングをしたときに、股関節が、普通座るときってというのは、こういうふうに座るんですけども、もうこれ以上下がらないんですよ。ここでもう、あいたたって落ちちゃうんですよ、ここがかたくなって。だから、腰に対する負担が物すごく大きくて、まずは股関節の柔軟性から始めたというところですね。

今からやるトレーニングは、まずは股関節の柔軟性もですけれども、股関節をある程度いい状態にした中で、股関節をしっかり使いましょうというトレーニング行きます。いいですか。

じゃ、まず横から行きます。背もたれ引っかけないで、まず真っすぐしてください。ここの角度が基本的には90度になるように、90度。かつ、ひざも90度。これをまず意識してください。2つの90度。もっと言うと、置いてある足も90度。よく言うのが、3つの90度をつくりましょう。じゃ、3つの90度をどこにつくるかといったら、足首、ひざ、股関節、この3つの関節に90度をつくりましょう。いいですか。

そこから片足を真っすぐ伸ばしましょう。そう。このときに、姿勢が絶対後ろに崩れないようにしてください。真っすぐにして、1、上げる、とめてください。おろします。このときにひざをふわっと曲げないです。股関節ごと、ひざ、自分の足は1本の棒だと思ってください。そうです。そのときに体は真っすぐです。上げますよ。

じゃ、行きますよ。1、上げてキープ、おろします。2、上げてください。おろします。3、おろします。4、もっとひざを真っすぐにしてください、下のほうまで。下のほうをおろします。おろしてください。5、おろします。6、そう、おろします。7、おろします。8、おろします。姿勢崩れてきますよ。真っすぐ。そう。9、おろします。10、オーケーです。

こういったことを彼が大学のとき、長友選手のときはやりました。これは、さっきも言いましたけれども、スポーツだけか。そうじゃない。はっきり言って、スポーツだけではなくて、皆さんが従事している農業、お仕事、お仕事にも物すごい通じるころなのかなと思って、ところもあるので、こういったところをやっていければなと思っています。

じゃ、今度はもう一回行きますよ、発展的に。上げたら、横にスライドします。戻して、おろします。行きましょう。じゃ、皆さん、やってみますよ。行きますよ。合わせて行きましょう。

まず、上げます。真っすぐして。開きます。ちょっとだけで、目いっぱい開かなくていいですよ。ちょっとだけでいいです。戻して、おろします。上げるのは、こんな体が崩れるほど上げなくていいです。上げれる限界でいいですから。上げます。開きます。戻します。おろします。上げます。開きます。戻します。おろします。オーケーです。

じゃ、今度、これをプラス意識してほしいのは、股関節の話をしましたよね。股関節プラス、今度はひざのこのお皿ありますよね。お皿の斜め内側にコクンとひざを伸ばすとかたくなる筋肉があるんですよ。ここをっか

り意識しながら、ひざがこうやってふらふらしないように真っすぐして、いきましよう。

ここでひざの痛い方っていますよね。ひざの痛い方は、ここの筋肉が衰えてきたり使えなくなってくると、ひざがぐらぐらします。だから、股関節を動かすと同時に、ひざにしっかり力を入れて、ここの筋肉が大事。内側広筋と言われる筋肉です。ここの筋肉が物すごく大事になってきます。

もし力が入っていない方は、触るだけでいいです。触られるだけで、そこに力が入るようになっていきます。人間の体っていうのは、脳から筋肉に指令が行くんですけれども、その指令が、触られているっていうところで勘違いしちゃって、かたくなってくるんですよね。

だから、さっき言った三浦知良は、なぜ50幾つまで仕事が、きのう、おととい、きのうか。きのう誕生日だったんですけれども、彼が何で50幾つまでサッカーやれたか。この筋肉が物すごく発達しているんです、彼は昔から。だから今でも仕事ができるんですよね。

いいですか。じゃ、ちょっとやってみます。じゃ、ひざの内側触ってください。触ってください。触ってください。行きますよ。上げます。触ったまま上げます。開きます。触ってください。触ったまま。戻します。おろす。上げる、開く、戻す、おろす。触って、上げる、開く、おろす、落とす。もう一回、上げる、開く、戻す。こうすると、ひざのここのぐらつきがすごい消えて、ひざの痛みは基本的に消えていきます。治るっていうことじゃないです。力が入って、ひざの痛みが少しずつ軽減していくということです。

じゃ、今度、皆さん立ってください。いいですか。さっき股関節の話をしましたよね、かたくなると。こうやってかたくなるということは、使えなくなってくる。じゃ、より使わなきゃいけない。さっきのこういうトレーニングだけじゃなくて、立った中でできるトレーニング行きましょう。

気をつけしてください、皆さん。気をつけ、肩幅広げて。いいですか。手はおしりに。その状態で、椅子に座るか座らないかまでおろしましょう。そうそう。1回とめてください。上げてください。2、上げてください。3、オーケーです。

今、皆さん見ていると、基本的に動くポジションがひざ中心なんです、こうやって。そうじゃなくて、おしりを動かすイメージで、おしりを。おしりから動かす。やってみましょうか。行きますよ。ひざから動くのではなくて、おしりから動くんです。行きましょう。

1、そうです、そうです、そうです、すばらしい。上げてください。2、そうです、そうです。上げてください。3、上げてください。4、上げてください。5、上げてください。6、上げてください。7、10回行きますよ。上げてください。8、9、10、はい、オーケーです。

これが一般に言うスクワットなんですね。昔言うスクワットというのは、こうやってスクワットをやっていましたけれども、ひざがメインだったんですけれども、今言われるスクワットというのは、このおしり、さっき言った股関節、ここが大事になってくるんですよね。ここが効いてこないと、

人間の体っていうのは、やっぱり芯がしっかりしてこないといいますが、股関節が弱いと、長友みたいに腰に負担がかかる。腰だけじゃなくてひざ。ひざだけじゃなくて足首。それで、足首に負担がかかると、体全体がぶれちゃって、もう肩とか体がぼろぼろになっていく。だから、まずは股関節が動き出しで大事になってくるよと。

股関節だけ鍛えていけばいいんじゃないかと、先ほどやったすね、こういっただころも大事にしていかなきゃいけないよねと。

今、紙がほかにもいっぱいあるんですけども、きょう、スーツを着ているので、きょうはちょっとやらないんですけども、ぜひこういっただころを今後、僕らがもしできるのであれば、例えば何かイベントなり講座を開くことができ、農業に携わる方々に来てもらって、例えばお子さん連れてきていただいても構わないし、こういっただころを皆さんに広めていって、より長くお仕事に従事していきながら、より元気にいていただけることがこの松本の地域、また、ひいて言えば長野県の活性化につながるんじゃないかと僕は信じていますので、こういっただころに僕らがまずは携わることができればなと思います。

僕ら、ぶっちゃけ言うと、松本山雅というのはサッカーさえうまくいってればいいかなとは思っていないんですよ。やっぱりこの長野県の地域が元気じゃないと、僕らやっている意味もなければ、やっている意義もない。だから、まずこの松本っていう地域がどう活性化して、広がっていくかっていうところを第一に考えています。

だから、この地域に僕ら何か常にできることがないかと考えさせていただいた中で、やっぱりこの農業に携わっている方に恩返しをさせていただくことが第一かなと思っていますので、まずきょう、このような機会を与えていただいたことは、すごく僕の中でうれしいし、誇りに思いますし、これを続けていきたいと思うし、もっと細かくやっていければなと正直思っていますので、もし機会があれば、そういった機会を与えていただくことが大事になってくるんじゃないかと思っています。

ちょっとすごい長くなってしまったんですけども、ちょっときょうは触り程度のものなんですけれども、いろいろやっていきたいなと思っていますので、きょうは本当にありがとうございました。また今後ともよろしくお願ひいたします、本当に。（拍手）

議 長

ただいまひざのケア、それからまたトレーニングをしていただいたわけですが、皆さん、この際でありますので、何か質問ありましたらお願ひしたいと思っています。

[ 質問、意見なし ]

議 長

講師の先生におかれましては、本日お忙しい中、農業委員会にお越しいただきまして、貴重な研修の機会を提供されましたこと、まことにありがとうございました。今後ともどうかよろしくお願ひいたします。（拍手）

続きまして、協議事項ですが、予定を変更いたしましたので、まず農政課の案件の報告事項1から進めていただき、その後、協議事項1に戻ることいたします。

それでは、報告事項1、平成29年度家族経営協定の締結状況について、農政課の説明をお願いいたします。

大塚主任。

大塚（農政課）

それでは、協議事項に先立ってご報告をさせていただき、失礼いたします。9ページをごらんいただきたいと思います。

報告事項1番、平成29年度家族経営協定の締結状況についてでございます。

着座にて失礼をいたします。

本年度も家族経営協定にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

本年度の家族経営協定の締結状況についてご報告をするものでございます。

平成29年度の家族経営協定の締結者は、表に記載のとおりになっておりますが、梓川の木船さん、入山辺の中澤さん、島立の濱さん、今井地区の関さん、大瀧さん、和田地区の百瀬さん、濱さんは再締結になりますけれども、以上の6組が締結をされるということに至りました。

松本市の家族経営協定の締結数なんですけれども、2月15日現在で213組という結果になっております。

ちなみに、農水省の資料によりますと、平成29年度は長野県全体では、長野県は全国5位の締結数の多さということで、締結農家数は県全域で申し上げますと2,885戸ということで、28年度と比べまして27件ほどふえたということで資料は出ております。

普及センターの担当者の方にも聞きましたけれども、松本はその中でも最も締結数は多いということで聞いております。

平成29年度の家族経営協定の合同調印式が去る2月15日木曜日に松本市役所の議員協議会室で締結を行いました。

出席者ですけれども、協定の締結者のご家族の皆さんと小林農業委員会長、松本農業改良普及センター所長、また締結者のいらっしゃる地区の農業委員さんということで、百瀬道雄委員、上條信委員、田中農振部会長さん、赤羽農地部会長代理さんの4人の方にお越しいただきまして、無事締結をいたしました。

今後の推進についてですけれども、引き続き後継者がいるご家族や配偶者が就農したご家族などを対象に推進をお願いしたいと思います。

まだまだ年度途中でも締結可能でございますので、希望者がいらっしゃるというようなお話を聞いた場合は、大塚までご連絡をいただければと思います。

あわせて農業委員の皆様ご自身のご家族での締結も積極的にご検討いただければ、ご協力させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
まだありますか。

大塚（農政課） はい。  
続いて10ページなんですけれども、締結数の一覧が載っておりまして、29年度6件ということで掲載させていただいております。  
以上になります。

議長 今、家族経営協定について説明があったわけでありますが、これに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
今後につきましても、引き続き家族経営協定の締結に向けた委員の皆様の協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。  
次に、協議事項1、新体制における農業委員会の運営方針について、事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、本冊資料の1ページから説明を申し上げます。  
以後、着座にて失礼をいたします。  
新体制における農業委員会の運営方針ということでございます。  
移行後に松本市農業委員会の総会、それから役員会、それから専門委員会等の運営方針について、この間、新体制検討委員会がございましたので、そこで検討した結果を報告いたします。そして、全体の皆さんの中でまたご協議をいただいて、方針を確認していただければということでございます。  
2番目、新体制検討委員会での検討経過でございます。  
これまでの検討経過をまとめたものでございますが、新体制検討委員会は、発足が28年3月28日でございます。  
それから、4月から10月にかけては、5回検討委員会を行いまして、農業委員とか推進委員の定数等をご協議いただきました。その結果は、10月27日に、10月委員総会でしたけれども、検討結果を報告しました。  
その後、28年の12月から29年の8月にかけて、6回目、7回目、8回目の新体制検討委員会を開きまして、報酬額の協議、それから運営方法等の協議を行ってまいりました。その結果は、29年の8月31日、8月委員協議会にて、中間報告という形でございましたけれども、運営方法等

について報告をいたしました。

それで、12月の議会に上程しまして、農業委員等の定数条例を制定したところでございます。

また、委員の関係の任命規則も制定をさせていただきました。

そして、このたび、30年になりまして、2月19日、第9回目新体制検討委員会、積み残しとなっていたさらに細かな運営方針についてご協議をいただいて、本日に至っているということでございます。

3番目、新体制における運営方針の案ということでご説明をしております。

そして、4番目、今後の進め方ということで、新体制検討委員会、先ほど会長のご発言にもありましたが、予定していた検討事項の協議は一通り終了をいたしました。

もともと任期が2年間ということでございまして、28年3月28日から2年間ということで、この3月27日で任期終了という予定ではございました。

今後、実務面で生じる課題等、細かな部分、細部では、さらにいろいろな課題はこれから出てくるかと思われませんが、役員会の中で引き続き協議していければというふうに考えております。

じゃ、この間の検討結果についてが2ページ以降でございますので、具体的に見ていただきたいと思えます。

それでは、2ページ、3ページお開きください。

会議種別等ごとの運営方針ということでまとめてございます。

波線のところが今回新たに示す考え方になりますので、特にご注意をいただければと思えます。

まず、定例総会の関係でございますが、こちらのほうは、中間報告でも方向性は報告してきましたとおりでございますので、大きな変更はないわけでございます。

ポイントは、部会制が廃止されたと。つまり、総会一本で全て審議していくと。常に26人の農業委員で協議していくという考え方でございます。

出席者、(2)のところですが、推進委員も総会の要請またはみずからの希望で出席することはできるということでございます。ただ、議決権はないということでございます。

ポイントは、(8)、(9)のところがポイントかと思えます。つまり、地区での予備協議ということで、定例総会に臨む前に、あらかじめ発送いたしますところの会議資料をもとに、各地区で農業委員と推進委員が必ず集まっただいて、その地区の案件を中心に予備協議を行っていただいて、推進委員も含めた中で意見を取りまとめて、総会に臨んでいただくということを徹底していきたいということでございます。

(9)地区への会議結果報告ということでございますが、総会で決定したことを農業委員は関係地区の推進委員へ会議結果をつないでいただきたいということでございます。

この点に関しましては、資料1ということで、特に総会の進め方について

まとめたフローチャートがございます。6ページの関係ですが、齋藤係長のほうで説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

齋藤担当係長

すみません、資料の6ページをお願いします。

新体制に向けた農業委員と推進委員の業務のフロー（案）ということで載せさせていただきます。

これにつきましては、現在、農地部会のほうで審査をしているものの項目が主になります。

資料の上ですかね、番から、ちょっと細かいんですが、番まで、これにつきましては、現在、農地部会のほうの審査案件ということで、それぞれ載せてございます。

まず、一番左の番から番につきましては、議案の案件になっているものでございます。真ん中、番から番につきましては、協議事項で取り扱いをしているものでございます。番からのものにつきましては、事務局長の専決によりまして、部会では今現在、報告ということで、報告事項でしているものでございます。

新体制になりましたら、そんなに大きく変わらないんですけども、まず転用の議案案件につきましては、真ん中のところに表がありますけれども、現在行っていますが、各地区の農業委員、当番制で2名につきまして、4・5条の案件につきましては、事前に事務局と現地の調査をお願いをしたいというふうに考えてございます。

次に、真ん中にあります農業委員と農地利用最適化推進委員、これはまた各地区になるわけなんですけれども、事務局へ上がってきた議案、あと審査案件につきましては、まず地区におろします。各地区で事前審査委員会でも、そんなような形を設けていただきまして、地区で十分審査をしていただいて、農業委員会の定例会で各地区の代表の委員さんが意見なり報告をしていただくというような形になっているものでございます。

現在とちょっと大きく変わるものにつきましては、番と番。番につきましては、山林化検討委員会というものが今あります。番につきましては、農地所有適格法人の審査委員会等も設置してございますが、新体制になりましたら、山林化検討委員会及び農地所有適格法人の審査の委員会は廃止しまして、この関係案件につきましては、各地区におろして、各地区から、また定例会の協議事項の中で意見をいただきまして、定例会の協議事項にかけて審査をしていきたいと、そんなように考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

業務のフロー案につきましては以上でございますので、またご確認をお願いします。

板花局長補佐

そして、また2ページにお戻りいただきまして、次は役員会の関係でございます。

役員構成、部会制の廃止で、役員は会長及び会長代理の2人になってしまうという中で、役員会というものがどういうふうに運営していったらいい

かというところの悩みがございました。

そこで、ちょっと新しい考え方を本日示すわけですが、専門委員会の委員長、専門委員会を2つ設けさせていただいて、その委員長を新たに役員に位置づけという方向性を議論してまいりました。

考え方としましては、2つの専門委員会を活用しまして、役員会、役員の負担をできるだけ減らしていきたいと。役員会の合理化であります。ただ、本当に真に必要な案件については、引き続き役員会で協議をしていくという考え方でございます。

毎年毎年、中身的に年度だけ置きかわって、中身がそんなに変わらないような案件は、通知すれば事足りることでありまして、新たにどうしても協議しなきゃいけないようなことを本当に役員会で協議していくという、そういう考え方をとっていきたいと思っております。そこが役員会の運営のポイントでございます。

ですので、必ずしも月1回定期的に役員会を開催するというものではなくて、必要な役員会を必要なときにやっていくという考え方でございます。

続きまして、3ページ目に移りまして、拡大委員協議会と委員研修会等というところでございます。

この中身につきましては、昨年8月の中間報告の内容と同様でございます。つまり、農業委員のみならず、推進委員も含めた全体の連絡調整の場として開催をしていきたいということでございます。年に数回ということ、3回とか4回というふうなところだとは思いますがけれども、委員総会と連続する形で、その前後の時間帯を基本に開催していければと考えております。

また、(5)のところでございますが、県の行事、市の行事、さまざまな行事に積極的に参加をするという考え方でございます。

続きまして、専門委員会というところでございます。

ポイントは、現在の市長意見書検討委員会を母体とする農業振興委員会、そして現在の農業委員会だより編集委員会を母体とするところの情報研修委員会、この2つの専門委員会に集約していきたいという考え方でございます。

個別に見てまいりますと、農業振興委員会、委員12名、26人の農業委員のうち、会長と会長代理は相談役という形に位置づけまして、残りの24人を2つに割ると、1つの委員会で委員12名プラス相談役2名という形になりますが、こちらのほうで、農業振興委員会は市長意見書の検討、起草を中心に据えていきたいということでございますが、臨時的にスタート時点では農地利用最適化の推進に関する指針の検討というものがございまして、新体制へ移行したら、速やかに指針を策定することに努めるというふうにされておりますので、まずは指針をつくっていきたいということでございます。

また、予期せぬ農業災害、自然災害等が発生した場合は、農業委員会としても、現地調査等も含めて、こういった農業振興委員会で対応できればと考えております。

続きまして、情報研修委員会でございます。

農業委員会だより等の企画編集をメインに据えて、あと国内視察研修が年に1回、農業委員と推進委員で予定しておりますので、視察テーマや視察先の検討も含めて、こういった委員会を活用して、検討していただければと。

また、その年度で何か1つ目標設定のもと、イベントを開催できればどうかという考えであります。例えば、その年に農業シンポジウムをやるとか、あるいはJAとの懇談会であったり、また青年や女性農業者との懇談会の設定など、何か1つはイベントを目的意識を持って設定すると。このような企画の場で情報研修委員会を活用していけばどうかというふうに考えているところでございます。

(2) 運営方針ですけれども、年次計画に基づき事務を執行していきたいということでございますので、場当たりのやるということじゃなくて、この年度何をやるかということをおあらかじめしっかりと検討して、スケジュールを計画的に進めていきたいというふうに考えております。

(3) 専門委員会の委員。専門委員会の委員は農業委員で構成します。農業委員は1つの専門委員会に所属するものといたします。

続きまして、4ページに移ります。

上から2行目のところです。農業振興委員会の委員4人は、ブロック代表委員から選出するというので、ブロックを4つほど設けるとするのは、中間報告でも報告したとおりでございますが、ブロックの課題を集約するという意味において、ブロックの代表委員4人をこの農業振興委員会の委員4人に位置づけていきたいという考えでございます。

あと、(4)、(5)とありますので、ご確認ください。

それから、その下のブロック体制でございます。

ブロックの枠組みにつきましては、やはり昨年8月の中間報告の時点で、4ブロックということで報告させていただきましたが、この考え方でいきたいということでございますし、前回、その中間報告で示したときには、ブロック長という考え方を示したわけでございますが、そのブロック長というところが、昨年の11月にも報告させていただきましたけれども、ちょっと報酬に反映できないような職務になってしまったということで、不本意ながらそういう形になってしまったわけでございます。

それで、ブロック長という考え方を転換しまして、現在もブロック代表委員という考え方ありますので、ブロック代表委員という考え方に戻したということでございます。

(2)のところにありますとおり、このブロック代表委員、各ブロック2人とするわけですが、正代表を農業委員から出して、副代表を推進委員から選出するという考え方でどうかということでございます。

先ほども出ていましたとおり、正代表4人は農業振興委員会の委員を兼務という形でございます。

あと、任期の関係でございますが、現在、委員の任期3年の中間地点、折り返し地点の1年半で選び直しというような形をとっているわけですが、も

う1年半というような中途半端なことじゃなくて、3年でいいじゃないかということでございます。

そして、(3)のブロックの活動ということでございますが、ブロックで何をどんなことを活動するかというのは、ブロックにはブロックの自由ということでございますけれども、強制はしないわけですが、1ブロック、何か1つ活動していただくというふうな運動を掲げさせていただければと考えております。できる範囲ということでございますが、もちろん事務局はブロックの活動を後押しするというところでございます。

活動例としましては、例えばブロック単位で農地の相談会を開催するとか、遊休農地を活用したモデル事業をブロックでやってもらうとか、違反転用の関係のPRをしていただくとか、あるいは地域の農業者とか、隣接する市境の問題等で、隣の市との懇談会をブロックごとにやってもらうとか、農業体験事業、子供向けの事業ですね。例えば、今、南部ブロックでは、柏木保育園の園児を対象にしたリンゴの作業体験等もやっていただいておりますが、これも1つのブロックの活動という形になるかと思っておりますが、ブロック単位で何か1つ、前向きな活動をしていただければなという、できる範囲の中でということでございます。

最後、松塩筑安曇の運営協議会の代議員の関係、定数は今と同じ9人という枠になってございます。こちらのほうの選出方針でございますが、会長、会長代理、専門委員会の委員長合わせて4人と、ブロック代表委員のうちの正委員の4人、それから団体推薦、あるいは公募委員などからどなたか1名というふうな考え方で代議員を選定すればどうかということでございます。

続きまして、5ページでございます。

これが旧体制と新体制の位置関係、見直しの方向性を示す図でございます。

見てのとおりでございますが、総会と部会は一本化と。先ほど説明ありましたとおり、山林化検討委員会、農地所有適格法人審査委員会、こちら、総会審査へ移行と。ただし、あくまでも21地区での事前審査の充実が前提となって、総会審査へ移行ということでございます。

役員体制、6人から、専門委員会の委員長2人を加えた、会長と会長代理プラス2ということで、4人という形。

それから、市長意見書検討委員会、農業委員会だより編集委員会、また有名無実化している農業後継者相談員の関係も含めまして、見直しの方向性ですね。役員会業務の一部業務の吸収、事業の組みかえ、活動充実、発展的解消という中で、2つの委員会に集約できればと考えております。

あと、こちらにも有名無実化している東山遊休農地対策の委員会、それから現在、5ブロックのブロック体制、こちらについても、発展的解消、ブロック再編、活動充実という中で、4ブロックに集約と。

松塩筑の関係は、先ほどのとおりでございます。

体系的な位置関係は、こういった関係で見直しをしていくということでございます。

7ページは、あくまでも参考ということで、7ページ、運用事例というこ

とで、長野市、飯田市、須坂市の運用事例を参考に載せてございます。

長野市の特色としては、地区調査会というものが5つほどあって、その地区調査会の中で、推進委員も出席する中で事前協議をしているというのが長野市の特色でございます。

飯田市の特色は、隔月開催になりますけれども、農地利用最適化推進委員会というふうなものが飯田市は組織されたということで、隔月でそういうようなことで、最適化の取り組みの進捗状況などを推進委員単独の会議で報告していただいているというのが飯田市の取り組みでございます。

また、須坂市の取り組み、こちら、松本は須坂市の委員会体制等もちょっと参考にさせていただきながら、このたび運営方針案を策定したところでございますが、須坂市のほうで、任意部会等も含めて、農業振興対策部会とか、農業後継者対策部会とか、情報研修委員会というようなものが須坂市のほうではあるということが特色でございます。こちら、参考にさせていただきたいということでございますし、最後、8ページでございます。新体制移行後の行事予定ということでご説明いたします。

ことしの8月以降、当面の事業予定としては、市長意見書の内容の検討と提出が31年1月を予定してございます。新体制が発足してすぐには、例年のとおり10月というような日程的には難しいと考えております。1月ぐらいに提出して、3月にそういう懇談会を開催できればということでございます。

それから、臨時的な作業になりますけれども、農地利用最適化指針の検討と策定というようなことで、農業委員会、この先平成35年までの長期的な目標になりますけれども、数値目標を設定する作業がございます。松本市1本ではなくて、21地区ごとに設定をしていくということになるかと思いますが、遊休農地の解消目標、あるいは担い手への集積目標をどのぐらいにしていくか、それから新規参入促進の目標をどうするかという、この3つの目標を長期的なスパンで30年度中に策定をしていきたいということでございます。

それから、あと情報研修委員会の関係になりますが、10月号としまして、広報まつもと10月号、また農業委員会の特集記事の枠がございます。それから、12月には農業委員会だより12月号の発行が予定されております。また、11月には国内視察研修、1泊2日ということで、どういう内容でどこを見に行くかというようなことも、また検討していきたいと考えてございます。

当面こんなような行事予定があるということを押さえていただければと思います。

そういったことで、新体制検討委員会で、これで1つ帯を結ぶ形にさせていただきますが、運営方針というのを全体の場でご検討いただいて、方針を確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

新体制における農業委員会の運営方針について、今、板花補佐から説明があったわけでありましたが、これから質疑を行います。

発言のある方の挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようです。  
本件におきましては、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認をされました。  
次に、報告事項2、平成30年度農業委員会の主要会議の開催日程について、事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、11ページ以降、ご説明をいたしますので、ごらんください。  
30年度の主要会議の開催日程、なかなか新体制移行等もございまして、読めない部分もございしますが、2月9日の役員会で方向性決定しましたので、報告をさせていただきます。  
12ページをごらんいただきたいと思います。  
まず、主に委員全体に関係する行事を中心に確認をさせていただきます。  
12ページの関係でございますが、月々の定例会は後でまとめて確認をいたします。  
上から見ていきますと、ちょっと委員全体ではございませんが、2行目のところ、4月17または18日と書いてありますが、これ、このたび、昨日連絡が来まして、18日になったということで決定だそうです。松塩筑安曇農業委員会協議会の定期総会、18日決定で、JA松本市会館で行うということですが、協議会の現代議員の方はご予約をよろしくお願いします。午後3時半からだそうです。よろしくお願いします。  
それから、ずっと上から見ていって、全体に関係する部分で、まだ決まっていな部分は省略をさせていただきます。  
6月6日、農業者年金協議会総代会講演会、Mウイング、この場でまた開催をしていくということでございます。  
それから、7月、8月は飛ばしまして、11月7日、第3回長野県農業委員会大会ということで、今回は松本市が会場になりますので、各自行っていただくような形になりますが、委員と推進委員が参加するということがございます。  
また、11月を予定しているところですが、国内行政視察ということで、また目的を持って県外視察研修、委員と推進委員で行きたいという考えでございます。  
また、年明けて31年になりますが、1月中に農地利用最適化推進研修会というようなものがありますし、2月には遊休農地活用シンポジウム、そ

れから松塩筑安曇の事業になりますが、農業活性化推進研修会というふうなものが予定されております。

また、3月27日には、意見書の関係で、また懇談会を予定していきたいと考えております。

それから、次、13ページでございます。

13ページにつきましては、農業委員会定例会等の開催日程、一覧表で示すものでございます。それぞれ月1回を基本に、月末を基本に定例会を設定しているところでございますが、特記的な部分では、5月31日木曜日ですが、また終了後に懇親会を設定していきたいと考えております。

6月29日は、開会前のタイミングですが、記念撮影を予定しております。

それから、7月31日ですが、また最終的にはご相談を申し上げながら決定したいと思っておりますが、3年に一度の、前例に沿いますと、前例に倣いますと、午前中に定例会をやって、午後から近隣の県のほうに行って、親睦も兼ねて1泊2日というふうな形でやっているところでございます。

8月に移りまして、8月9日、こちらが新しい農業委員の任期が始まるところでございますが、まずは委員の任命式ということで、市長から任命をしていただくこととなります。その後、臨時総会というふうな形で、会長人事等、いろいろなことを決めていただくような形となります。

それから、ちょっとあきまして17日、お盆明けのタイミングで、今度は農業委員の体制が固まったところで、今度会長のほうから推進委員に委嘱状を交付する形になりますので、ちょっとタイミング的には、ずれますが、17日に初めて推進委員に来ていただいて、委嘱状交付式という形になります。

それから、引き続き農業委員と推進委員にご参加いただく中で、業務説明や研修会等、その後、全体での懇親会というようなことも考えております。

それから、あとはもう8月以降は部会はなくなるということで、総会一本で行くという形になりますし、特記的な部分では、31年の1月31日になりますが、新年会の開催、それから3月27日は定例総会と市長懇談会をセットでという形を予定しております。

まだ詳細部分は読めないところがかかなり多いわけでございますが、今のところこんな考えで進めたいというところでございます。

それから、14ページでございますが、こちらは役員向けの予定であります。参考にさせていただきたいと思っております。

特に、8月以降の役員会は、現在の運営を前提に作成しておりますが、真に必要な協議案件に絞り込んで役員会を運営していきたいと考えておるところでございます。

また、関連しまして、専門委員会を2つほど設けるという考えを先ほどお話ししたところでございますが、専門委員会の開催予定も、計画的に進めたいもんで、できるだけ早目に計画を立てて、お示ししていきたいと考えております。

中信地区常設審議委員会は、合庁が耐震補強工事に入るという中で、30年度は中信地区の常設審議委員会は塩尻市役所でやるという方向が出てお

りますので、参考にしていただければと思います。

以上、大まかな方針はこんな方針で行きたいということでございますので、よろしく申し上げます。

議長 平成30年度農業委員会の主要会議等の開催日程について、今、説明あったわけではありますが、これに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでございますので、特に新体制移行後の日程につきましては、まだ流動的な要素もありますので、その点をお含みおきをいただきたいと思います。

続きまして、報告事項3、平成29年度農地所有適格法人の要件等の審査結果について、事務局の説明をお願いいたします。

齋藤係長。

齋藤担当係長 それでは、報告事項3になります。  
資料の15ページをお願いします。  
平成29年度農地所有適格法人の要件等の審査結果についてご報告します。  
松本市農業委員会農地所有適格法人審査委員会の規程に基づきまして、農地法に定めます農地所有適格法人から提出されました定期報告により、要権等の審査を実施しましたので、報告するものでございます。  
2番、審査実施日でございます。平成30年1月31日、午前中に農業委員会室にて審査を行いました。審査対象法人につきましては、36法人、資料の17ページに載せてございます36法人につきまして審査をしたものでございます。  
審査結果でございます。  
1番、36法人のうち32法人につきましては、全て要件に適合しているものと認めました。  
2番でございます。36法人のうち4法人につきましては、役員要件の適合が認められませんでした。今後の指導等により改善が期待されるものと判断したものでございます。  
役員要件につきましては、役員の過半数に満たなかった法人が4法人あったということでございますので、申し上げます。  
4番の今後の予定でございます。  
ただいま申し上げました役員要件の不適合であった4法人につきまして、要件に適合するよう、引き続き指導を行うということで、もう現在、事務局のほうで指導をしてございまして、前向きに4法人につきまして検討していただいているものでございますので、よろしく申し上げます。  
(2)番、委員総会において、この結果を報告するという事になってご

ございますので、お願いします。

5番につきまして、参考ということで、適格法人の要件、また農地法の関係条文につきまして、抜粋のものを載せさせていただきますので、またご確認していただければと思います。

以上でございます。

議長 29年度農地所有適格法人の要件審査の結果について、事務局から今、説明がありました。

このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、報告事項4、非農地判断の実施について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 それでは、18ページをごらんください。

非農地判断の実施ということで、こちらについては、昨年11月の委員協議会におきまして、その実施方針についてご協議いただいたところがございます。その後、所有者から非農地判断の実施に同意しない旨申し出があった農地を除外、そしてさらに事務局で再精査等を行いまして、候補農地を確定しましたので、その結果概要について報告をいたします。

判断候補農地は14万7,283平米、約14.7ヘクタールということでございます。筆数にしますと、241筆になります。詳細については、資料1ということで、19ページのとおりでございます。地区別の状況でございます。

3番目、今後の予定ということで、本日開催のこの後の農地部会に議案を出しまして、非農地判断を行います。その後、所有者に対して非農地通知を送付するとともに、地目変更登記を依頼いたします。こちら、3月中下旬を予定しております。

(3) 庁内関係課、具体的には耕地林務課とか資産税課等でございます。また、農政課にも提供しますが、庁内関係課、それから法務局にも非農地判断農地情報を提供していきたいということでございます。

その詳細につきましては、農地部会の議案資料の別冊1のところにありますので、ご確認をいただければということでございます。

そんなことで、農地部会で予定をしておりますので、ご報告申し上げます。以上でございます。

議長 非農地判断の実施について、事務局の説明がありました。

ただいまの説明に対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項 5、全国農業新聞普及推進に係る農業委員功労者該当者の選出について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

それでは、資料 20 ページ、報告事項 5、全国農業新聞普及推進に係る農業委員功労者該当者の選出についてでございます。

着座にて失礼いたします。

ことしも委員の皆様にご協力をいただきまして、全国農業新聞の購読者数の目標を達成することができました。大変ありがとうございました。

そこで、1、要旨ですが、全国農業新聞長野県支局及び長野県農業会議の全国農業新聞普及助成規定、表彰規定に基づきまして、新たに一定数以上の購読者を確保した農業委員に対する功労賞等の交付について、その該当者を選出し、申請を行いましたので、報告させていただきます。

2の該当者ですが、(1)全国農業会議所情報活動功労者表彰規定に基づく功労賞、こちらは10部以上新たに確保し、維持した委員さんということで、古沢代理と竹内委員2名が該当者となります。2名の方は、全国農業会議所会長から賞状及び記念品が贈られます。

(2)の全国農業新聞長野支局普及功労賞交付規定に基づく功労賞、こちらは5部以上新たに確保した委員ということで、小林会長、上條信委員、菅野委員が該当です。3人には記念品が贈られます。

また、(3)の全国農業新聞長野支局による奨励措置として、過去の普及実数、こちら、1年以上の新規購読申し込みに限りますけれども、35部を超えている方で、平成29年1月から12月分の新規購読申し込みで1年以上の購読者を10部以上確保した委員ということで、古沢代理が該当となりました。古沢代理には海外研修のご招待があるということです。

該当者の報告ですけれども、平成30年2月14日付で長野県農業会議に報告いたしました。

また、なお全国農業会議所の功労者表彰のお2人には、11月に行われま

す農業委員大会の席上で表彰される予定であります。

農業会議所からの依頼文及び表彰規定につきましては、21ページから25ページのとおりとなっております。

以上です。

議 長

ただいま説明がありました。

このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをください。

委員の皆様には、全国農業新聞の普及推進に多大なる協力をいただきましたこと、大変ありがとうございました。

次に、報告事項 6、2 月農業振興部会における懇談予定について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、資料 26 ページをお開きください。

本日ですけれども、農業振興部会における懇談予定ということで、市長懇談会の昨年 11 月から、毎月テーマ設定のもと、農林部との懇談を進めてきたわけでございます。ただ、2 月につきましては、また新体制移行というようなこともございますし、事務局自体の問題に焦点を当てまして、意見交換をしていければと考えました。

取り上げるテーマは、農地パトロールということでございます。

3 番目の目的ですが、委員から現場の意見をちょうだいする中で、来年度以降の事務改善に役立てていきたいということでございます。もちろんこれは新体制移行を見据えたものでございます。

4 番目、課題としまして、遊休農地の活用、非農地判断、また統計情報の基礎になる、こちら大変重要なことなんです、的確な調査データの収集というのがどうしても必要でございます。つまり、市内全農地に係る A 分類、B 分類、2 号遊休農地、違反転用農地、こちらの関係、それからの的確な調査データを収集して、それを有効に活用していくということが必要でございます。

こんなことで、課題はいろいろあるわけですが、(1)として、新体制移行を契機とする調査体制の見直しということで、農地の利用状況調査、毎年 7 月、8 月ということで、夏季にやっただいていてございますが、周年調査としての農地パトロールと。もう日常的な地区の見回りというようなことも農業委員と推進委員の重要な任務でございます。

また、農業委員、推進委員が調査を進めやすい資料を提供したいと。どのような資料をどういう形で提供していったらいいか、それから新体制移行を見据えた委員間の担当区域の明確化というふうなことも課題になってくるかと思えます。

また、(2)のほうでは、遊休農地の情報、また利用意向情報に基づく借り受け希望者とのマッチングということも、調査データの活用というところで重要になってきます。どんなような資料をどういう形で提供していったらいいのか、関係機関との連携のあり方というようなことも課題となっております。

ちょっと幅広いもんですから、本日はいろいろな課題ある中で、本日は利用状況調査とか農地パトロール、つまり基礎データを、的確かつ正確な基礎データをどういう形で得ていけばいいのか、そのためにはどんな調査体制を構築すればいいのか、そしてどのような資料を事務局は用意したらいいのか、そういったところに焦点を当てまして、意見交換をできたらなと考えております。

最後、その他のところですが、事務改善に向けてご意見等ありましたら、お寄せいただきたいと思います。

振興部会の中で議論しますので、もし何かご意見あれば、農地部会の皆さんからもご意見ちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。  
質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
次に、報告事項、1月定例部会報告についてお願いいたします。  
振興部会には議案がありませんでしたので、報告はありません。  
農地部会、上條農地部会長から報告をお願いいたします。

上條（陽）農地部会長 それでは、27ページをごらんください。

1月の定例農地部会の報告を申し上げます。

1月31日開催の農地部会において、議案19件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしく願いいたします。

また、農地法第4条及び第5条の許可、承認案件につきましては、1月26日に古沢明子委員及び丸山敏郎委員お二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、1月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
本件につきましては、ただいまの報告のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思います。  
次に、報告事項8、主要会務報告につきましては、資料28ページのとおりでありますので、ご参照をいただきたいと思います。

続きまして、その他の項目に入ります。

きょうは普及センターの穂谷係長がお見えでございますので、説明をお願いいたします。

穂谷係長（松本農業改良普及センター） ただいまご紹介いただきました松本農業改良普及センターの穂谷と申します。本日、西嶋が毎月出席させていただいているところですが、ほかに会議がございまして、欠席させていただいております。そのかわりというふうなことで務めさせていただきますが、よろしく願いしたいと思います。

お手元に別冊で気象表の資料がいつている、横長のA4判の資料がいつているかと思いますが、ごらんいただきたいと思います。

じゃ、着座で失礼させていただきたいと思います。

まず、1月からの気象経過というふうなことで、松本市沢村地域610メートル地帯と、その裏側の2ページを見ますと、今井の観測所というふうなことで、658メートル地帯の気象経過のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目のほうでございますけれども、一番上の表につきましては、気温の経過ということで、1月から2月の中旬までの状況を掲げさせていただいております。

この表の見方は、上のほうから最高気温、真ん中が平均気温、それで一番下が最低気温ということで見させていただきたいと思います。それで、ずっと破線なり黒破線で表示してあるのが平年の状況でございます。それで、実線で表示させていただいておりますのが、実際のことしの状況の気温だということをごらんいただければと思います。

この状況を見ますと、気温に関しましては、1月中旬ごろにおきましては、やや高目。それで、逆に1月の下旬から2月の中旬にかけては、2月の中旬は平年並みに近づいているんですけれども、やや低目傾向だったという状況でございます。

それと、あと降水量が真ん中の表になっております。それで、この山型になっているのが平年の降水量ということで見させていただきたいと思います。これも同じく2月中旬までを見ていただきますと、2月中旬がやや少な目という状況でございます。

それと、あと日照については、その下の、一番下のグラフになります。これも同じ、先ほど降水量と同じ見方でしていただければと思います。んですけれども、日照については、ほぼ平年並み以上に確保されている状況でございます。

次に、2ページ目の今井地区の関係でございます。

これ、気温については、先ほどの沢村地区と同じような傾向でございますし、降水量につきましても、多少1月下旬から2月上旬にかけてはちょっと落ちている以外は、平年並みに確保されているという状況でございます。

それから、日照については、記録はございませんもんで、省略させていた

だいております。

じゃ、3ページ目ごらんいただきたいと思います。

3ページ目から7ページ目まででございますけれども、県のほうで食味育成品種と言いまして、県のほうで開発させていただいた新しい品種のご紹介と、その名称募集というふうなことでございます。

物は、3ページ目を見ていただきますとおり、果樹の部分ではネクタリンというふうなことで、ネクタリンの長果2号、それとあとイチゴの長・野53号の関係でございます。

これ、今、写真の下に説明書きが書いてございます。当市については、ちょっとネクタリンというのはあんまりご縁がないかもしれないんですけども、比較的スイートタイプだというふうなことで、熟期は7月下旬ということになっております。

それと、イチゴにつきましてですけれども、これについては、当市でも、南安曇を含めまして、今、盛んに行われている夏秋イチゴの関係でございますけれども、これにつきまして、特徴としましては、果肉は淡い赤色というふうなことで、各種のメリットということで、また後で詳しく申し上げたいと思います。

それで、一応名称募集というふうなことで、その下に書いてありますとおり、3月1日まで募集をしておりますというふうなことで、もし名称を公募いただける委員さんにおかれましては、ご協力をいただければありがたいかと思っております。

じゃ、4ページ目にその説明を書いてあります。

まず、ネクタリンの長果2号の関係、4ページ目になりますけれども、サマークリスタルと言いまして、本当にわせのものよりも多少1週間ほど遅いという熟期になります。それと、裂果の発生は少なく、無袋栽培が可能であるということで、糖度が高目というのが特徴でございます。

それと、あと5ページ目へ行きまして、イチゴの関係でございますけれども、長・野53号になります。これも3番目に特徴に書いてありますとおり、うどんこ病に強く、商品果率がサマープリンセスよりも高いということと、収量性もよいという特徴でございます。

その表にありますとおり、糖度についても、やや高いと。また、商品果率も高いと言う数字が、サマープリンセスと比べても、そういう特徴がございます。

それと、6ページ目におきましては、先ほどの名称候補の応募用紙というふうなことで、それぞれこういう様式でされておりました、先ほども申しましたように、3月1日までに農業試験場のほうへ公募いただける場合は、この様式でお願いしたいと思います。

それと、その7ページ目については、その名称応募に当たっての注意事項ということで、ごらんいただきたいと思っております。

それと、あと、じゃ8ページから9ページ目までの第2番目の情報提供というふうなことでございますけれども、農業試験場関係が県にございまして、それからすぐ研究発表会があるというふうなことで、内容につきまし

ては、今後心配される温暖化というふうなことをテーマに、農作物に及ぼす影響の調査とか、温暖化に対応するための研究の成果を発表会という形で、3月9日金曜日になりますけれども、長野県の総合教育センター、塩尻にございますけれども、そちらのほうで基調講演も含めながら、取り組み報告をさせていただくというふうなことでございます。

農家の方はもちろんにということございまして、申し込みは、5番目にありますとおり、3月4日までに9ページの様式をもちましてご応募いただければということをお願いしたいと思います。

以上、雑駁でございましたが、情報提供ということでさせていただきました。どうもありがとうございました。

議長 穂谷係長、ありがとうございました。  
続きまして、事務局からお願いいたします。  
年金加入に係る活動記録簿、小西補佐。

小西局長補佐 じゃ、私のほうから2点お願いします。  
農業者年金の推進活動に係る活動記録簿と加入者の実績報告書ですが、きょう締め切りとさせていただいておりますので、提出のほうをお願いいたします。

年金の推進活動に応じまして、3月の報酬と一緒に報償費のほうをお支払いしたいと思いますので、活動記録簿のほうは、加入のありなしに関係なく、活動していただければ、お出ししていただきたいと思いますので、本日よろしくをお願いいたします。

もし用紙なければ、私、きょう予備のものを持ってきておりますので、この後書いていただいて、お預かりしたいと思いますので、お願いします。

もう一点、沖縄親睦旅行に参加していただいた委員さんには、収支報告書を配付させていただきます。少し複雑な収支報告になっていきますので、何かお気づきの点ありましたら、会終了後、小西のほうまでお声をかけていただければと思いますので、お願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
その他、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
以上で本日の予定の案件は全て終了いたしました。  
ただいまをもちまして議長を退任をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 14番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 15番 \_\_\_\_\_

平成30年2月

# 農地部会議事録

松本市農業委員会

平成30年2月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成30年2月27日(火)午後3時08分から午後4時40分
- 2 場 所 Mウイング 3-1会議室
- 3 出席委員 19人 1番 森田 大樹  
2番 青木 秀夫  
3番 上條萬壽登  
4番 赤羽 隆男  
5番 上條 陽一  
6番 上條英一郎  
7番 塩原 忠  
8番 太田 辰男  
9番 柿澤 潔  
10番 岡村 時則  
12番 上條 信  
13番 百瀬 道雄  
14番 菅野 訓芳  
15番 上條信太郎  
16番 小沢 和子  
17番 古沢 明子  
18番 柳澤 元吉  
19番 丸山 敏郎  
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 1人 11番 伊藤 修平
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命  
〔議事録署名委員〕 2番 青木 秀夫 委員  
3番 上條萬壽登 委員  
〔書記〕農業委員会事務局係長 齋藤 信幸

## 9 議 事

### (1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件  
議案第156号～163号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件  
議案第164号～167号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件  
議案第168号～171号
- (エ) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件  
議案第172号
- (オ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
議案第173号
- (カ) 山林化農地に関する非農地判断の件  
議案第174号
- (キ) 農用地利用集積計画の決定の件  
議案第175号～第176号
- (ク) 農用地利用配分計画案の承認の件  
議案第176号

### (2) 報告事項

- (ア) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (イ) 公共事業の施行に伴う届出の件
- (ウ) 電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件
- (エ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (オ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (カ) 農地法第5条の規定による届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	係 長	齋藤 信幸
		〃	主 査	長田由紀子
		〃	〃	大内 直樹
		〃	〃	中野 雅年
		農林部農政課 担い手担当	主 事	川嶋 遥
		〃 西部農林課農政担当	主 査	上條 裕之

## 11 会議の概要

### 議 長

それでは、議事に入ります。

議案番号第156号から163号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、8件につきまして上程いたします。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

大内主査、お願いいたします。

お願いします。

それでは、議案書の2ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請の件です。

議案番号第156号、杉並区にお住まいの さん、 さんが所有します神田 丁目 、地目、台帳、現況ともに畑、1筆、664平米を神田にお住まいの さんへの持ち分贈与のため、贈与により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第157号、上伊那郡辰野町にお住まいの さんが所有します今井 、地目、台帳、現況ともに畑、1筆、301平米を今井にお住まいの さんが農地の一体利用のため、贈与により許可後、所有権移転をするものです。

なお、この件ですが、今井の下限面積は50アールですが、今回の議案は下限面積の例外となっています。農地法施行令第2条第3項に位置等から自己所有の隣接農地と一体として利用すべき土地の所有権を取得する場合、下限面積の例外として許可することができると書かれております。今回の農地につきましては、 さんの農地の隣接農地となっていること、また立地上、ほかの人の利用が難しいことから、一体利用しなければ困難と認められるものです。このため、下限面積の例外として、第3条の申請を受理したものです。

続きまして、議案番号第158号、上伊那郡辰野町にお住まいの さんが所有します今井 、地目、台帳、現況ともに畑、1筆、350平米を今井にお住まいの さんが農地の一体利用のため、贈与による許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第159号、中山にお住まいの さんが所有します中山 、地目、台帳、現況ともに畑、1筆、296平米を同じく中山にお住まいの さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、3ページをお願いします。

議案番号第160号、岡田伊深にお住まいの さんが所有します岡田伊深 、地目、台帳、現況とも畑、1筆、446平米を同じく岡田伊深にお住まいの さんが農地の一体利用のため、贈与により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第161号、波田にお住まいの さんが所有します奈川 、地目、台帳、現況とも畑、1筆、258平米を奈川にお住まいの さんが農地保全のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第162号、佐久市にお住まいの さんが所有します梓川倭 - 、地目、台帳、現況とも田外3筆、合計4,200平米を梓川倭にお住まいの さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第163号、梓川倭にお住まいの さんが所有します梓川倭 - 、地目、台帳、現況とも田外2筆、合計5,

245平米を梓川倭にお住まいの さんが農業経営規模拡大のため、  
売買により許可後、所有権移転をするものです。

議案番号157号の下限面積制限の例外案件以外については、許可要件は  
全て満たしていることもあわせて申し上げます。

以上8件です。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、最初に議案番号第156号につきまして、地元の委員さんの意  
見をお願いしますということで、神田でございます。青木委員さん、願  
いいたします。

青木委員 場所的には、 の東側のほうの通り、 のすぐ下のところにあ  
るところです、ここにも書いてありますが、持ち分贈与ですが、東京に住  
んでいて、こちらに来てもうできないということもありますし、また  
さんもいつまでもちょっとできないということなんですが、現状では前か  
らこのところをきれいに耕作されており、現状もこれからも少しやって  
いただけるという話で、特に問題ないと思われまますので、願  
いいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました  
ら、願  
いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第156号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の  
挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第157号でございます。今井ございま  
す。上條英一郎委員さん、願  
いいたします。

上條（英）委員 先ほど事務局から説明あったとおり、 さん、贈与で、農業が離れてで  
きないということ、それと さん、確かに5反歩以下でございますが、  
隣の土地で、 さんも一生懸命農業をやっているし、ずっと農地とし  
て保全できるというようなことで、承認、許可したいと思います。  
以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました  
ら、願  
いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第157号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の  
挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第158号でございます。これも今井でござ  
いますので、上條委員さん、お願いいたします。

上條（英）委員 これも同じように、 さんの持ち物ですが、 さんの隣の土地という  
ようなことで、贈与すると。 さんも、非常に大きく農業をやっていま  
して、農地として十分保全できるような形で活用できるのではないかと思  
いますので、承認したいと思います。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、  
お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第158号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の  
挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第159号でございます。中山でございます。太田  
委員さん、お願いいたします。

太田委員 さんは、先々のことも考えて、近くに住む さんに土地を売買した  
と思われまじけれども、非常に一生懸命農業をやっている方で、全く問題  
ないと思われまじ。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、  
お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。

議案番号第159号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号第160号でございます。岡田でございますので、岡村委員さん、お願いいたします。

岡村委員 場所は、 の入り口の北東の場所になります。この さんの土地は、 さんの南側が さんの土地ということで、地続きになっております。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第160号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号第161号でございます。奈川でございます。古沢代理のほうからお願いいたします。

古沢委員 この場所は にございます。それで、 さんの家を挟んで反対側にこの農地がございます。きちんと営農していくという意思が見られますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第161号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第162号でございます。梓川でございますので、古沢代理、お願いいたします。

古沢委員 これは梓川倭という地籍にございまして、 でございます。 さんは、大きく営農をしております。今回のこの農地は、規模拡大のため購入ということですが、場所的にも自宅から近くです。息子さんもこの春から就農するということになりまして、規模拡大をしたいということで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第162号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号163号でございます。これも梓川でございますので、古沢代理、お願いいたします。

古沢委員 これも、 さんの件でございます。この場所も営農するのにも非常に近いし、都合がよいということで、規模拡大のために購入したいということで、このような申請が出ております。周辺には何ら支障を来たすことはございませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第163号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして議案番号第164号から167号でございます。農地法第4条の規定による許可申請承認の件、4件につきまして上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いします。  
長田主査、お願いいたします。

阪本技師

それでは、議案書の4ページをお願いします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

まず、議案番号第164号、島内にお住まいの さんが島内  
、地目、台帳、現況ともに田、226平米外1筆、合計2筆、537平米に農家住宅の敷地で、農機具及び資材置き場を新設する申請です。農業経営者は さん、経営面積は6,398平米です。都計法省令第60条証明申請中です。既存の敷地面積は388.59平米です。農振除外が平成29年7月31日に行われています。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法施行規則33条の4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第165号、今井にお住まいの さんが今井  
、地目、台帳・田、現況・畑、278平米に農家住宅の敷地  
拡張で、住宅外2棟を設置する申請です。追認の申請となります。

経過について説明します。当該地は、 さんの住宅敷地に隣接しており、平成4年ごろ住宅及び農業用倉庫を増築したもので、今回この増築部分を残し、宅地内に建てられている住居の一部を取り壊し、後継者の家を新築しようとして計画し、調査をいたしましたところ、当該地が農地に越境していることが判明したものです。 さんは果樹を中心に約2.4ヘクタールの経営をしている農業者であり、農業用倉庫などを壊すと農業にも支障を来たすことから、県と調整をいたしましたところ、顛末書を沿えた追認の申請をすることとなったものです。

農業経営者は さん、経営面積は2万4,036平米です。既存の敷地面積は509.01平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準は、農地法施行規則第33条4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号166号、今井にお住まいの さんが今井  
、地目、台帳、現況ともに畑、93平米外1筆、合計2筆、101.02平米に農家住宅の敷地拡張で、農業用倉庫1棟を新築する申請です。なお、当該地は昨年7月に農地法第3条の許可により取得した農地ですが、 さんが意欲ある新規就農者で、農業の規模から農業用倉庫が必要であること、当初資金の都合上、農業用倉庫の建設を3年程度延ばそうとしたが、資金の確保のめどがたったことなどから、地区の農業委員さんと相談をしまして、今回の申請を認めるに至ったものです。農業経営者

は さん、経営面積は2万1,789.02平米、都計法省令第60条証明申請中です。既存の敷地面積は404.51平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準は、農地法施行規則35条5項、既存の敷地の拡張で、拡張面積が既存敷地の2分の1以内に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第167号、梓川にお住まいの さんが梓川梓 - 、地目、台帳、現況ともに畑、341平米外1筆、合計2筆、448平米に農業用施設として駐車場を新設する申請です。経営者は さん、経営面積は1万5,196平米です。都計法省令第30条証明申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法施行令4条1項2号イ、農業用施設に該当しますので、問題ないと考えます。

なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、4件、7筆、1,364.02平米です。よろしく申し上げます。

議長 それでは、初めに地元の農業委員さんの意見を申し上げますということで、第164号でございます。島内でございますので、菅野さんよろしく願いたいいたします。

菅野委員 さんは、生まれたときからずっとここで農業をやっているわけですが、農機具の置き場所がなくて、農業の機械が雨ざらしになっておりますので、さびてはいけないということで、この場所に農業用機械の置き場をつくるということの申請でありますので申し上げます。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見を願いますということで、青木委員さん、願いたいいたします。

青木委員 周りにも特に影響ございません。差し支えございませんので、問題ないと思って見てまいりましたので、願いたいいたします。  
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、願いたいいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案164号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を

お願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第165号でございます。今井でございますので、上條英一郎委員、お願いいたします。

上條（英）委員 先ほど事務局から説明があったとおり、倉庫と住宅を拡張したときに、農地にかかっていたということです、今回、本体のほうを壊して、息子さんの自宅を建てようと思ったときに、ここがひっかかっているということがわかりまして、それを是正するために今回の申請をしたわけです。一生懸命農業をやっておりますし、周りの写真を見ていただければわかるとおり、住宅が結構密集している地域でございますので、全然農業、隣の農地に影響はないというふうな場所でございますので、申請どおりに承認をしたいというふうに思います。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 私と今お話をされた上條委員さんと2人で行って、見させていただきまして、上條委員さんの説明のとおり私も確認させていただきまして、これは認めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第165号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第166号でございますが、これも今井でございますので、上條委員さん、お願いいたします。

上條（英）委員 先ほど事務局から説明があったとおり、この方は新規就農者で、一生懸命農業をやっていますし、どうしても家の近くに農業用倉庫だとか、資材置き場が必要だというふうなことですのでよろしく願いしたいと思います。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員、青木委員さん、お願いします。

青木委員 2人で見させていただきました。周りがずっと家ですし、今のご説明のとおりで、特に問題ないんじゃないかと思imasるので、よろしくお願いいたします。  
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思imas。  
議案番号第166号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第167号でございます。梓川でございます。古沢代理のほうからお願いいたします。

古沢委員 地籍と言われるところですが、 という大きな があるんですが、そこへ行く道路の道のお宅です。申請どおり、ここに建物をつくっても、それに必要なものなので、やむを得ないかなという感じで見てまいりました。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、お願いします。

青木委員 地籍のところございまして、結構道路が狭く、苦労して確認してきました。先ほど説明がありましたとおり、周辺にも影響がなく、特に問題ないと思って見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思imas。  
議案番号第167号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の

挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第168号から171号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件につきまして上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明を求めます。  
長田主査、お願いいたします。

長田主査 それでは、議案書の5ページをお願いします。  
農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。  
議案番号第168号、島内にお住まいの さんが所有します島内  
- 、地目、台帳、現況ともに田、330平米、1筆に島内にお  
住まいの さんが農家住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定  
を行います。農業経営者は さん、経営面積は1,752平米です。都  
計法省令第60条証明申請中です。農振除外を平成29年7月31日に行  
っております。農地区分につきましては、松本市役所島内出張所から50  
0メートル以内に位置しており、第2種農地と判断しました。立地基準は、  
農地法第5条第2項2号、位置的代替性がない場合に該当しますので、問  
題ないと考えます。

続きまして、議案番号第169号、和田にお住まいの さんが所有  
します和田 - 、地目、台帳、現況ともに畑、137平米、1  
筆に和田にお住まいの さん、 さんが一般住宅の敷地拡張をす  
る申請です。追認申請になります。申請者の さんは、昭和41年に農  
地法第5条の許可を得て宅地を建てましたが、その隣接する農地の部分に  
つきまして、宅地の部分と思い込んでいたために、昭和58年に住宅を増  
築してしまったものです。今回、 さんが南側隣接地の境界立ち会いに  
出席しましたところ、これら建物が農地にあることが判明しました。今後  
も住宅として必要であり、県と調整をしましたところ、顛末書を添えた追  
認の申請をすることとなったものです。所有権移転を行います。既存の敷  
地面積は370平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、宅  
地、道路等に囲まれた広がりがない農地ということで、第2種農地と判断  
しました。立地基準は、農地法第5条2項2号、位置的代替性がない場合  
に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第170号、和田にお住まいの さんが所有  
します和田 - 、地目、台帳・田、現況・畑、104平米外1筆、  
合計2筆、424平米に波田にお住まいの さんが一般住宅を新築  
する申請です。所有権移転を行います。都計法第29条許可申請中です。  
白地農地です。農地区分につきましては、宅地、道路等に囲まれた広がり  
のない農地ということで、第2種農地と判断しました。立地基準は、農地  
法第5条2項2号、位置的代替性のない場合に該当しますので、問題ない

と考えます。

続きまして、議案番号第171号、笹賀にお住まいの さんが所有  
します笹賀 - 、地目、台帳、現況ともに畑、607平米に笹賀  
にお住まいの さんが農業用倉庫を新築する申請です。使用貸借権  
の設定を行います。農業経営者は さんで、経営面積は5万7,325  
平米です。都計法第29条許可申請中です。白地農地です。農地区分は、  
松本市役所笹賀出張所から300メートル以内に位置しますので、第3種  
農地に該当します。第3種農地ですので、原則許可となります。

なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の  
営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たして  
いると判断しております。

以上、4件、5筆、1,498平米になります。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、議案番号第168号につきまして、地元の委員さんの説明とい  
うことで、島内でございますので、菅野委員さんお願いいたします。

菅野委員 この土地は、道路に面していて、周辺にも影響はないものと、地元の委員  
3人で確認してきました。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました委員さんの意見を申し上げます  
ということで、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 今、菅野さんが言われたとおりですが、法的にも問題ないというよう  
なことで、承認をしたいなというふうに思います。  
以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等があら  
ましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第168号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方  
の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いた  
します。  
続きまして、議案番号第169号でございます。和田でございますので、  
赤羽代理、お願いいたします。

赤羽(隆)委員 今ここに写っているうちが、今、住宅ですけれども、その白壁の部分の下

に、建て増ししたのがその白いところです。これが41年に許可をとったときに、前の さんのこれは本家、新宅で、本家からここへ新宅出していいから、家を建てたようです。今、私の生きているうちに整理したいということですから、違反の是正ということで仕方がなく、認めてやってもいいかなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 今、写真をごらんになって、左側のところに木が植わっていますが、これからずっと立派な庭ができていまして、その裏に建物があるんですが、今のご説明のとおり、問題ないと思って判断をしてまいりましたので、お願いいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第169号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第170号でございます。これも和田でございますので、赤羽代理のほうからお願いいたします。

赤羽（隆）委員 これ、写真のとおり、真ん中だけ畑で、右側も向こう側も住宅で、2種農地という場所、周りの農地には影響がなく、仕方ないかなという場所ですので、認めてやるということでしょうかないかと思えます。  
以上です。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 今、ご説明のとおり、写真のこちらのところに道路があって、周りは住宅です。特に周りに迷惑が掛からない場所ですし問題ないと見てまいりました。  
以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第170号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第171号でございます。笹賀でございますので、私のほうから説明申し上げます。

場所的には、 の付近でございます。こちらのほうへ新しく農作業小屋を建てて、農機具を収納したいということでございますが、

さんも新規就農で入ってまいりまして、大変、一生懸命頑張ってやっています方でございますので、私としては許可してやりたいというように見てまいりましたんで、よろしくお願いいたします。

それでは、現地調査をしていただきました委員さん、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 特に周りに支障を来たさないし、今、新規就農だとおっしゃっておいりましたんですが、期待を込めて認可をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第171号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第172号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件につきまして上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

長田主査、お願いいたします。

長田主査

それでは、議案書6ページをごらんください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件です。

議案番号第172号、笹賀にお住まいの　　さんが所有します笹賀　　、地目、台帳、現況ともに田、499平米について、農用地に戻す旨の計画変更申請です。白地の農地です。

当初計画について説明します。左下のほうをごらんください。

譲受人は、現在、神林にお住まいの　　さん、譲渡人は　　さんで、農家分家の新築の目的で、長野県の許可を受けたものです。今回の申請理由ですが、当初、　　さんは農家分家を建てる目的で農地転用の許可を受けましたが、申請当初、下水道について問題ないと業者のほうに言われておりましたが、工事直前になって、勾配が足りず、下水を通すためにはさらなる資金調達が必要とされ、計画を断念しました。断念しました後は、土地所有者であります　　さんが引き続き農地として管理をしており、今後も農地として活用するため、今回改めて農地に戻す旨の計画変更申請に至ったものです。

以上、1件、1筆、499平米です。よろしく申し上げます。

議　　長

それでは、議案番号第172号ということで、地元の委員の意見ということで、笹賀でございますので、私のほうから説明申し上げます。

場所的には、笹賀地区の真ん中辺でございまして、農協だとか出張所だとかがございまして、農地と宅地と混在したような場所でございます。

現状は、ずっと農業をやっているまして、麦がちょうどまいてありまして、もう芽が出ておりましたもんですから、引続き農地ということでよろしく願いいたします。

それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さん上條委員さん。

上條（英）委員

今、説明あったとおりでして、実際に今、麦をつくったり、米をつくったりというふうな話のようでして、農業をやっていますんで、承認をしたいというふうに思います。

以上です。

議　　長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議　　長

ないようでございますので、集約したいと思います。

議案番号第172号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第173号からでございますが、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件につきまして上程いたします。  
それでは、事務局から説明をお願いします。  
齋藤係長、お願いいたします。

齋藤係長 それでは、議案書7ページをお願いします。  
議案番号第173号でございます。蟻ヶ崎にお住まいの さんが蟻ヶ崎 丁目 - 、地目、台帳、現況ともに畑、70平米外5筆、合計6筆、2,608平米につきまして承認を受けるものでございます。  
なお、 さんの相続税の納税猶予の開始につきましては、平成26年4月21日からでございます。  
よろしくをお願いします。

議 長 それでは、議案番号第173号につきまして、地元の委員さんの意見を申し上げますということで、蟻ヶ崎でございますので、岡村委員さん、お願いいたします。

岡村委員 場所は、 の真西です。あそこに果樹園がございまして、これは昭和9年当時から、果樹園をここで営んでおりますが、 さんにおかれましては、シナノスイート等を中心に、きれいに管理されております。したがって、問題ないと思います。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ご意見がないようでございますので、議案番号第173号につきましては、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして別冊1の議案書をご覧ください、議案番号第174号でございます。山林化農地に関する非農地判断の件について上程いたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
中野主査をお願いします。

では、別冊1をお願いします。

議案番号174、山林化農地に関する非農地判断の件。

本件につきましては、先の定例会でその詳細や予告をさせていただいているかと思いますが、再度説明を加えながら、本件についてご協議をお願いしたいものでございます。

1、要旨。

農地の利用状況調査の結果、既に山林化しており農地として再生が困難と判断された農地につきまして、国の判断基準及び市の事務処理方針処理に基づき、農地法の農地に該当しない旨を農業委員会等に関する法律に基づきまして農地部会において判断をお願いするものでございます。

2、事務処理方針等。

既に昨年11月の委員総会にて非農地判断の実施方針についてご説明しております。また、国の判断基準につきましては、資料の10、11ページに関係部分を添付してございますので、詳細説明のほうは割愛させていただきます。

松本市の事務処理方針といたしまして、2の(1)から(4)の4点の全てに該当する農地につきまして、農業委員会の職権により非農地判断を行うものです。

なお、(1)から(4)につきまして、昨年と変更等はございません。

補足といたしまして、(4)につきましては、今回の非農地判断実施にかかわる事前通知におきましては、昨年12月8日付で該当する所有者あてに発送いたしましたが、その後、該当者から非農地判断に同意しない旨があったものにつきましては、判断対象農地からは除外しております。本日までに連絡がなかった農地ということになります。

3、非農地判断を実施する農地。

2の事務処理方針に該当する非農地判断を実施する農地でございます。

(1)概要。29年度B判定の筆数が5,260筆、面積が295.7ヘクタール、このうち非農地判断該当は筆数241筆、面積14.7ヘクタールとなります。

(2)地区別詳細。こちらは3ページに地区別詳細を記載してございます。黒く塗られている部分が最終候補地の面積及び筆数となっております。

(3)筆別詳細。こちらは4ページから9ページに記載してございます。全241筆を記載してございます。今回の非農地判断を行っていただきたい筆となります。

1ページにお戻りいただきまして、4、非農地判断後の処理。

今回非農地判断をご審議していただきまして、了解をいただきましたら、国の運営方針に基づきまして、土地の所有者及び市、法務局の関係機関へ通知を出します。また、農地台帳から削除を行います。

5、来年度以降の非農地判断の手続。

(1)農業委員会の職権による非農地判断につきましては、毎年実施しています利用状況調査の結果をもとに、今回と同様となる手続を予定しております。

なお、来年度は委員さんの改選がございますので、農地パトロールをしていただく時期が早まるかと思えますけれども、ご協力をぜひお願いいたします。

(2)所有者から同意が得られなかった農地の関係になります。この農地につきましては、毎年利用状況調査の非農地判断対象地として今後も引き続き対応していく考えです。

6、7、8につきましては、過去の非農地判断の取り組みの状況、あと参考資料、あと参考法令になりますので、ご確認していただければと思います。

説明については以上となります。

議長 それでは、本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。どうぞ。

赤羽委員 すみません、3ページの内田のところですが、29年11月の時点で非農地判断候補がゼロなのに、非農地判断の最終候補がいきなり1万もでてきたって、どういうことでしょうか。

中野主査 こちらは、農地パトロールのときには、まだ手元に資料がしっかりなくて申しわけなかったんですが、所有者からの非農地判断申告及び、事務局調査の中で非農地判断に追加してほしいという筆がございまして、その分を事務局のほうで現地調査を行った上で追加させていただいたものになります。

ですから、委員さんのほうでしていただきました農地パトロールのときには、この資料がまだそろっていなかったものでしたので、追加の非農地判断地となります。申しわけございませんでした。

議長 いいですかね。

赤羽委員 はい。

議長 それでは、ほかにございましたら。  
細かいことでも、何かわからないことがあったら。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ご意見等もないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第174号について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして報告事項に入ります。  
事務局から説明をお願いいたします。  
齋藤係長、お願いいたします。

齋藤係長 それでは、議案書の8ページから報告事項でございます。書類等全て完備しておりましたので、事務局長専決事項によりまして処理したものでございます。

8ページの(1)番、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、19件でございます。11ページ、公共事業施行に伴う届出の件、1件でございます。12ページ、電気事業者による送電用電気工作物に係る届出の件、1件でございます。13、14ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、15件でございます。15ページ、農地法第4条の規定による届出受理の件、3件でございます。16ページから18ページ、農地法第5条の規定による届出受理の件、13件でございます。

以上報告します。よろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまの報告事項につきまして質問等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ないようでございますので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおり了解いただいたと存じます。

それでは、農振部会のほうをちょっと確認してまいりますので、しばらく休憩といたします。よろしく申し上げます。

( 休 憩 )

議長 それでは、議事を再開いたします。

続きまして、議案書の別冊をごらんくださいということで、議案番号第175号から176号、農用地利用集積計画の決定の件、2件につきまして上程いたします。

本件は、農業振興部会に内容審査を委託してございますので、農地部会ではその審査報告により決定するものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 別冊の12ページをごらんください。

先ほど開催されました農業振興部会において、議案第175号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

一般分については、136筆、17万8,701平米で、内訳は、貸し付

け77人、借り入れが49人でありました。円滑化事業分は、221筆、34万8,442平米で、内訳は、貸し付けが125人、借り入れが79人でありました。経営移譲は、11筆、2万4,574平米、利用権の移転は、7筆、1万6,710平米、所有権の移転は、15筆、3万3,976平米、第18条2項6号関係は、2筆、2,706平米、農地中間管理権の設定は、58筆、11万2,202平米。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。

議案番号第175号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。

それでは、続きまして議案番号第176号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、塩原委員には退席をお願いいたします。

( 塩原委員退席 )

議長

それでは、部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 13ページをごらんください。

続きまして、同じく農業振興部会において、議案第176号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

円滑化事業分は、1筆、495平米で、内訳は、貸し付けが1名、借り入れが1名でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。

議案番号第176号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の

挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。  
それでは、塩原委員、入室ください。

( 塩原委員入室 )

議長 それでは、続きまして議案番号第177号、農用地利用配分計画案の承認の件について上程いたします。  
本件は農業振興部会に内容審査を委託してありますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。  
それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 別冊の16ページをごらんください。

続きまして、同じく農業振興部会において、議案第177号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

農用地利用配分については、59筆、11万2,697平。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。  
議案番号第177号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認されました。  
どうもありがとうございました。  
続きまして、その他について、事務局から説明を求めます。  
齋藤係長、お願いいたします。

齋藤係長 それでは、来月の日程につきましてご確認をお願いします。  
3月27日火曜日です。山林化検討委員会です。恐らく案件あると思いますので、3月27日の12時50分から農業委員会室で、山林検討委員会を行いたいと思います。関係委員の皆さんはお願いします。  
次に、農地部会でございます。午後3時から第2委員会室になっています



平成30年2月

# 農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成30年2月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成30年2月27日(火)午後3時08分から午後4時20分
- 2 場 所 Mウイング 6階ホール
- 3 出席委員 24人 1番 田中 悦郎  
2番 萩原 良治  
3番 三村 和弘  
4番 荒井 和久  
5番 伊藤 素章  
6番 竹島 敏博  
7番 百瀬 芳彦  
8番 波場 秀樹  
9番 窪田 英明  
10番 前田 隆之  
11番 丸山 寛実  
14番 百瀬 文彦  
15番 上内 佳朋  
16番 細田 範良  
17番 百瀬 秀一  
18番 竹内 益貴  
19番 小林 弘也  
20番 小松 誠一  
21番 三村 晴夫  
22番 波多腰哲郎  
23番 河野 徹  
24番 百瀬 貞雄  
27番 波田野裕男  
28番 北川 和宏
- 4 欠席委員 4人 12番 忠地 義光  
13番 橋本 実嗣  
25番 中島 孝子  
26番 金子 文彦
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 11番 丸山 寛実 委員  
14番 百瀬 文彦 委員  
〔書記〕 青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

10 その他

農地パトロールについて

11 出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田 京子
		局長補佐	板花 賢治
	〃	主事	青柳 和幸
	農政課	主事	川嶋 遥
	西部農林課	主査	上條 裕之

12 会議の概要

議長 それでは、協議事項に入ります。  
協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第175号から議案第176号について審査を行うものです。  
初めに、利用集積計画にのっている新規就農者について、事務局から説明をし、その後、農政課から一括して説明をお願いいたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
青柳主事。

青柳主事 それでは、今月の議案にのっている新規就農者について、農業委員会事務局、青柳から説明をいたします。  
資料の17ページをごらんください。  
今月の議案にかかる新規就農者は2名の方になりますので、それぞれご報告いたします。  
まず、整理番号1番、〇〇〇様になります。ご住所及び農地の地区につきましては中山、ご年齢は33歳になります。栽培予定品目は水稲と野菜、経営規模につきましては、中山の農地3筆借りまして、32アールを予定しております。また、農業従事予定人数2人ということで、こちらは奥様とご本人のお2人ということになります。また、就農目的ですけれども、自家消費を中心とした農業、それから農業経験につきましては、〇〇〇〇〇で週一、二回程度農作業をして経験を積んだとのこと。また、今後の農業、耕作にあたっては、引き続き〇〇〇〇〇及び農家をされているお

じさんから指導を受けながら、水稲と野菜をご自分の食べる分はつくって  
いきたいとのことですので、あわせてご報告いたします。

署名につきましては、小林会長と太田委員からそれぞれちょうだいして  
おりますので、よろしくお願いいたします。

議案につきましては、1ページの10番、こちらの3筆になります。

1点補足になりますけれども、議案の受人住所ですが、利用集積計画申請  
書を出した時点では内田にお住まいでしたけれども、その後、中山に転居  
されておりますので、ご承知おきだけいただければと存じます。

では、最後のページに戻っていただきまして、整理番号2番、〇〇〇〇様  
になります。〇〇様ですが、ご住所、農地の地区ともに波田、ご年齢は7  
0歳、栽培予定品目につきましては、アスパラを予定しております。農業  
経営規模につきましては、農地1筆、9.9アールを借りるご予定となっ  
ております。従事人数はご本人のみ、1人ということになります。また、  
就農の目的ですが、農産物出荷等を行う農業、今後規模拡大を目指すとい  
うことでお話をちょうだいしてありまして、JAに出荷を予定してありま  
す。年間500キロから600キロの出荷を目指すということで、収入は  
おおよそ60万円を見込んで新規就農ということになります。なお、農業  
経験につきましては、知人の農地で6年間、アスパラの栽培をされていた  
とのこと。また、農機具の関連は、運搬用のトラックはご自身で所有  
してありまして、その他は、知人から借用する予定です。

議案につきましては、3ページの78番、3ページの一番下のものになり  
ますので、確認いただければと思います。

新規就農の説明につきましては以上になります。

議 長                    ありがとうございます。  
それでは地元の委員の方で、何か補足があればお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長                    よろしいですか。  
続きまして、農政課から一括して説明をお願いいたします。  
川嶋さん。

川嶋（農政課）        農政課の川嶋と申します。よろしくお願いいたします。  
着座にて説明させていただきます。  
1ページをごらんください。  
今回、集積計画は2号に分かれています。一括して説明いたします。  
協議事項1、議案第175号、農用地利用集積計画の事前内容審査。  
特記事項ございますので、6ページをごらんください。  
6ページの77番、里山辺の圃場についてですが、借受人、〇〇〇〇さん、  
経営面積ゼロ平米となっております。こちらは平成28年の3月に新規就  
農者として利用権設定をしてありましたが、その圃場が合意解約となり、



[ 質問、意見なし ]

議長 ほかの委員の方で何かご意見、ご質問等ありましたら、お出しを願いたいと思います。  
波田野委員。

波田野委員 ○○○○○○○○さんですけれども、以前行った農地所有適格法人の審査対象になっていないですけれども、今、どうなっているのでしょうか。本当は入っていないといけないのではないのでしょうか。

議長 先ほどの適格法人のリストに載っていないが、どういうことかということですね。  
板花補佐。

板花局長補佐 先ほどの委員協議会の報告事項、農地所有適格法人の要件と審査結果の中に○○○○○○○○がないというご指摘でございますが、こちら、この1年間の間に新規に適格法人になった場合は、審査委員に書類審査を直接送って、個別の審査をしていただいています。つまり、書類を上げた最初の1年目については個別審査で、2年目以降の対象法人については、集まっていたいただいて一括審査という形でやっている中で、今回1年未満で新規の届け出のあったところと思われますので、一括審査の中には載ってきていないと考えられるところです。正確な内容については、これから担当にも確認した上で報告したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 では、そこを確認して集約したいと思います。その他に何かありますか。

[ 質問、意見なし ]

議長 では、板花補佐が確認した後に、本件は集約したいと思います。  
それでは、議案第176号を先に集約したいと思います。  
皆さんから本件について何か質問、ご意見等ありますか。

伊藤(素)委員 すみません。この受人、○○○ですけれども、○○さんのところも認定農業者になっているんですけれども、担い手への集積がゼロになっている。このところも抜けていると思いますけれども。

議長 ありがとうございます。  
今の質問は、13ページの点線の中、円滑化ゼロ筆、集積がゼロということはどういうことかということですね。  
では、川嶋さん。

川嶋(農政課) ○○○○○○についてですが、代表者は認定農業者になられているんですが、

個人と法人とはまた別で認定農業者の申請が必要になります。法人としての〇〇〇〇〇はまだ認定農業者になられていませんので、ゼロ%となっております。

議 長 川嶋さん、手続上、個人の認定農業者と法人の認定農業者というのは、個々の認定が必要で、特にリンクはしない。個人でやっているのと、その人が法人になったとしても、法人としての認定農業者の資格を得るということはないということですね。

川嶋（農政課） 個人が認定農業者になったからといって、法人化すればそのまま法人が認定農業者になるかということ、そういうことはなく、別で法人として認定農業者の申請をしていただく必要があります。よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですかね。  
家族経営協定の場合は、認定農業者が協定を結べば、その協定のメンバーは認定農業者の扱いを受ける。しかし、法人の場合は、そういうふうにはリンクしていない。そこで手続が1つ必要だという理解でいいですね。

川嶋（農政課） はい。

議 長 そういう理解ですので、お願いしたいと思います。  
ほかに何かご質問、意見等ありますか。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは集約したいと思います。  
176号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
賛成多数ですので、176号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
では、第175号は精査中ですので置きまして、協議事項2、農用地利用配分計画に入ります。農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第177号について審査を行うものです。  
それでは、農政課から説明をお願いいたします。

川嶋（農政課） 農政課の川嶋です。引き続きよろしく願いいたします。  
着座にて説明させていただきます。

14ページをごらんください。

協議事項2、議案第177号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。

合計を読み上げますので、16ページをごらんください。

合計、筆数59筆、貸し付け1人、借り入れ20人、面積11万2,697平米。

当月の利用件設定(中間管理権設定)のうち、認定農業者への集積、54筆、面積9万7,366平米、集積率は86.4%となっております。

協議事項2については以上になります。

議長

ありがとうございました。

地元の委員の方で、この配分計画についての質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ほかの委員の方で何かありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

それでは、集約したいと思います。

議案第177号、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第177号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会に報告することといたします。

それでは、お戻りいただいて、175号について、板花補佐から補足説明がありますのでお願いします。

板花局長補佐

〇〇〇〇〇〇〇〇の関係、担当に確認してまいりました。昨年暮れに農地所有適格法人の要件に該当することを確認したため、審査対象とする年1回の確認要件を満たしているかどうかの提出書類を求めたそうです。昨年の秋ぐらいだということですが、提出時期が間に合わなかったということで、来年、審査対象に上がってくるとのことです。時間的なずれの関係でのってこなかったということですが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

それは必要条件ではない。

板花局長補佐

そうですね。書類は年1回求めていて、審査も年1回というの中で、今回

は間に合わなかったということでございます。昨年の暮れに法人があるということを確認したところだということですので、来年また年1回の審査の中で対象にしていくということだそうです。

議長 タイムラグですね。先ほどの協議会の出たのは、そのときには全部出てくるわけではなくて、それぞれ提出期間とタイムラグがあって、間に合ったものは掲載し、間に合わないものは翌年に審査する。

波田野委員 1年以上はたっているけれども、設立から審査の時期に1年未満であったので、書類が間に合わず、審査しなかったということですか。

議長 補佐、どうですか。

板花局長補佐 事務局でそういう法人があるということを知ったのが昨年の暮れだったということだそうなので、今回求める対象にはのらなかったですけども、来年は対象にして審査していくということだそうです。農地所有適格法人もただ書類を提出してなるというもではなく、年に1回は適格法人の要件を満たしているかどうかを必ず審査するわけですので、来年でしっかり通すと、そういうことだそうです。

議長 そういう適格化の会議を経ていないと、こういう手続はいけないというような、法、条例、規約のようなものは何かありますか。もしそういうものに違反しているなら、ここでもしっかりしてもらわないといけないですけども。

板花局長補佐 法的にもし違反すれば、そもそも利用権設定自体が解除条件付きの利用権設定しかできないということになります。事務局でその要件を満たしているということを暮れに確認して、1年後の確認はしっかりと集団審査の中に加えていきたいという、そういうことだそうです。

議長 波田野さん。

波田野委員 では、登録はいつでしょうか。確認したいので、教えてください。

板花局長補佐 確認をしたところ、〇〇〇〇〇〇〇〇は会社設立が平成24年1月5日になります。また、昨年の11月に農政課を通じて会社として初めて農地の貸借をしたいという申請がありまして、その時点で要件を満たしているかどうかわからなかったので、農政課を通じて農地所有適格法人要件説明書の提出を求めて、11月27日にその要件説明書が提出されたそうです。昨年の11月までは〇〇さん個人で貸借している筆は全部で14筆ほどあったということですが、会社としての農地貸借はそれまで一切なかったので、市も把握できなかったということだそうですが、会社としての申請が

あったため、それを契機として書類の提出を求めたとのこと。また、書類提出のあった昨年11月27日時点では、集合審査の書類を既を送った後だったということで今回掲載に至りませんでした。来年は確実に集合審査の場に加えていくそうです。なお、要件説明書の中では要件を満たしていることを確認しているそうですので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
ほかの方で何かこの第175号について質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議長 では、それでは集約したいと思います。  
協議事項、175号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
それでは、議事を終了いたします。  
その他になりますが、皆さん何かありますか。

[ 質問、意見なし ]

議長 ありがとうございます。  
それでは、農地パトロールについて、事務局から説明をお願いします。  
青柳主事。

青柳主事 それでは、農地パトロールの説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。  
最初に、皆様に2つ資料をお配りしたと思いますが、確認をします。  
A4判のホチキスでとめた2枚つづりのものと、A3の白地図が3枚ホチキスでとめてあるもの、それぞれお手元にありますでしょうか。  
では、農地パトロールの件ということで、お話しいたします。  
まず、これまで意見書の関係でこの時間ずっと使ってきたんですけども、今回、新体制移行後のことを少し考えてみようかということで、皆様のお知恵等をかりたいと思いますので、ぜひご協力よろしくお願いします。  
最初に、なぜ農地パトロールの話をするかというところを簡単にお話しします。皆様のほうがご存じかとは思いますが、今回、8月で新体制移行ということになりまして、農業委員のほかに最適化推進委員の設置等、大幅に体制が変わりますけれども、国の農政が農地利用の最適化に重点を置い

てきている、そういった流れが今、出てきています。

農地の利用最適化とは、遊休農地の再生と利活用、担い手への利用集積、新規参入の促進の3点を進めていって、農地の利用状態を現時点で最適な状態に近づけていこうという趣旨となります。

その最適化を進めるに当たって、実際に遊休農地を再生利用する、もしくは担い手に集めるというところになったときに、必要な情報は何かと考えたところ、2つ必要と思い至りました。1つは担い手の情報、もう一つが農地の今どうなっているかという精度の高い情報。これらが必要ということになるかと思えます。

今回お話しする農地パトロールについては、その2つ目、今、松本市の農地はどうなっているんだろう。それを調べるためのものということになります。松本市全体の農地、つまり全筆の調査が今後必要になってくるというところで、それを前提に話をしていきます。

では、A4の資料の1枚目、表のところです。今回お話ししたいことは3つ項目で、あと括弧づけでそれぞれ分けて記載がありますけれども、およそこの辺りの話をしたいなという目安でつくったものになります。この後、一通り口頭でお話をさせていただいた後、皆さんのご意見、助言等をいただければと思います。よろしくをお願いします。

では、1、農地パトロールの方針ですけれども、そちらの次第には、農地状況利用調査と農地パトロールと2つ記載があります。こちらは、(1)の農地利用状況調査が、これまでやってきた7月から8月にかけての一斉にやる農地パトロールということで認識していただければと思います。

この農地パトロールについては、新体制への移行後も継続してやっていこうということで考えておりますので、ご承知おきいただければと思います。

この7月、8月にまとめてやる利用状況調査ですけれども、農地法で定められた調査になりまして、主にA判定と2号遊休農地の調査をやっていく方向で検討をしているものになります。

後段にある(2)の農地パトロールは何か、という話ですけれども、これは前段でお話しした、農業委員と推進委員に農地全筆の調査を今後お願いしていこうと考えているものということになります。

簡単に言いますと、年内ずっと地区の農地を確認してほしい、恒常的な地区内の農地のパトロールをやってほしいということになります。

対象とする農地については、7月、8月にかけて行う農地パトロールですと、リストをお配りして、ここを見ましょうという形でしたけれども、この恒常的なパトロールについては全ての農地が対象ということになります。どれくらいかといえば、農地台帳に載っているのは今、約10万筆になるので、これを全部見ていただきたいということになります。

実施期間については、年内随時地区内を確認していただきたいということがありますので、特に指定はしません。ただ、最低全筆を1回は見てほしい。それがお願いということになります。

つまり、新体制後の農地パトロールについては、日ごろからずっと農地のパトロール、チェックをしていってもらおう。その上で、7月、8月再生

可能な遊休荒廃農地を改めて重点的に確認する、そういうサイクルでやっていきたいと、事務局で考えています。

基礎調査としてずっと農地パトロールをやっていたきたいというのがこれからの新しい流れということで検討していくところになりますので、まずご承知おきください。

その上で、2番の調査の方法及び3番の調査に使用する資料等についてお話をいたします。

こちらの調査の方法と使用する資料については、年間を通して行う農地パトロールについてになりますので、それを前提にお願いいたします。

まず、調査の方法ですけれども、基本的に地区内の全筆の農地を調査することになります。やり方は、今までやってきた農地パトロールと実質同じです。現地に行きまして、現場確認をして、A、2、Bなどの判定をしていく。それを地図に書き込んでいくという、これまでと全く同じやり方になります。また、山の中の筆など、接近ができない場合は、遠方目視等で確認をお願いできればと考えております。

結果の記録については、お配りしたA3の白い地図、ここに判定を書き込んでいき、後に事務局に提出をしていただくということで考えております。

今回お出ししたのは波田のエリアの地図で、試しに出してみたものになります。こういうものが地区のもので何枚か来るんだと、イメージをしていただければと思います。

繰り返しですが、年内に最低1回は全農地を見ていただきたい。また、例えばここら辺の土地はできるだけ使ってもらいたいとか、ここは課題があるから解決したいということがあれば、年何回でも見ていただいているという考え方になります。当然地区全部ということになると大変なところも多数ございますので、農業委員さんないし農地利用最適化推進委員さん、それぞれ分担等、地区内で調整をしていただいで行っていただく方向で検討しています。

加えて、3の結果報告ということで、2の(3)でありますけれども、先ほどお伝えしたとおり、その白い地図に結果を書いたものを事務局に持ってきてもらうという形で今は考えております。こちらの地図ですけれども、全筆調査をする手前、結果を報告するために地図を取り上げられると、どこまでやったかわからないというトラブルも発生しかねないので、ご提出いただいた折にこちらでコピーをいただいて、引き続きその地図を使ってもらうということで運用していこうと考えています。報告の頻度については、2カ月に1回くらいであればいいかなというのが今の考えで、それと、先ほどの7月から8月に農地の利用状況調査を行うということもございますので、4月末にはまとめて1回出させていただくというやり方で行ければと検討しております。

また、提出するのは、定例会の時ということで考えております。

あと、3の(1)地図について、今、例示してあるものを眺めていただければと思いますが、記録用の白地図と、それから2枚目、3枚目に航空写真の入った地図をご用意してございます。違いですが、2枚目の航空写真

が入っている地図は、個人宅のお名前等が入っていない地図、3枚目は、逆に個人宅のお名前等が入っている地図ということになります。

小さいので見づらいとは思いますが、こういった形で航空写真等で目印を見ていただくに当たって、どちらがいいのか、使いやすい方を教えていただくというのが、今回お伺いしたいことになります。

こちらの地図に載せてある情報につきましては、基本的に地番、農地台帳上に載っている地目、目標物と個人名、これが載っている形になります。あと、載せるかどうか迷ったものとしては、利用状況調査の結果、利用意向調査の結果、そういったものを載せたほうがいいのかどうかを今、検討しておりますが、載せ過ぎると見づらいところもあるので、今はこの程度でとどめてあるということでご承知おきください。

先ほどお伝えしましたが、1年間使用することを想定してはいますが、そのエリアは全部見終わった、汚してしまった、そういったことがあり、差し替えが必要という場合は、事務局にご連絡いただければ出せるような体制にしていこうと考えております。

あと、3の(2)遊休農地及び荒廃農地の判断基準ということで、A4の表裏でございます。この判定基準につきましては、今までの利用状況調査と同じです。再生可能で低利用なのか、それとも荒れているのか、山林なのか、原野なのか、耕作地なのか、違反転用なのか、これを見分けていただくという形になります。委員さん独自で見るときに指標になればと思いついて、裏面にフローチャートをつくりました。イエス・ノー形式です。1から5まで順番で見っていくと、どれかの判定に当てはまるというような考え方を示したものになりますので、こういった考え方で全筆を確認していただければと考えております。

なお、必ずこの判定にしないといけないということではなく、例えば地区内で、もうB判定だけれども、再生利用する見込みがあるからAに動かすとか、柔軟性を持たせてもいいので、ご承知おきいただければと思います。

最後に、その他資料ということで、これまでのパトロールでは地区内の農地のリストをお渡ししてはいました。先ほどお伝えしましたとおり、農地台帳に載っている筆、約10万筆。これまでお渡ししたリストが大体1ページ当たり20筆というリストになっておりますので、ページにして5,000ページと膨大な数の印刷が必要になります。さらに、各地区に200ページから300ページくらいのリストが来てしまうということもあるので、地区内の農地リストをつくるというのは現実的ではないと考えております。なので、パトロールの段階においては、地図だけで、地図と地番だけで確認をしてもらって、地図上でチェックをしていくというのみに絞ろうと考えております。

今のところ事務局で考えているのは、こちらの判定基準と地図だけをお渡しして、委員さん、推進委員さんは農地全筆を確認してくださいということをお願いすると考えています。やるに当たって、もし何か必要なものがほかにあれば、教えていただければと思います。

資料の説明については以上になりますが、委員さんをお願いしたことを改

めてまとめますと、まず恒常的なパトロールの実施、このような考え方でいいのか、このような方向性でいいのかということをお教えください。また、それについて、何かこうしたほうが良いというご提案があれば、ぜひご教示いただければと思います。

それから、手法について、もっとこういうやり方もあるというご提案がいただければ非常にありがたいです。道具についても、これが欲しいというものがあれば、教えていただければと思います。

この後の意見交換で教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

新体制移行後のパトロール、前段で、事務局的には、ことしの8月前は何か考えている。前はどのようなふうにするのか。

板花局長補佐

そうですね、移行前の農地パトロールにつきましては、6月から7月にかけて、旧体制の委員さんをお願いしようと考えています。その時点でのやり方については、これまでと同じ農地パトロールのやり方、2カ月間にそれぞれの絞って見ていくと考えておりますが、あくまで今お伝えしているのは、8月以降ということになりますので、よろしく願いいたします。

議長

今、事務局からお話がありましたように、30年度の8月までは従来どおり6月から7月、それぞれ現状を現職の皆さんに農地パトロールをしていただく。それ以降、新体制になったときには、皆さんの意見も賜りますけれども、どんな方法でやったらいいかということをお願いするということになります。前段で、今、それぞれ農地パトロールをやっていただいているんですけども、問題点、やりにくさとか、その辺りの現状認識をお伺いしたいんですが、それと同時に、自分からこういう発言はいかがなものかと思いますが、基本的に農地パトロールはいいんですけども、その後の処方せん、それぞれ判定し、意向調査をするわけですけども、なかなか具体的な処方せんが出せないというジレンマがあります。新体制になってからか、現状でも、限られた中で提案していくしかないのですが、その辺りの兼ね合いをあわせた中で、現状の農地パトロールについて、それぞれどんなお考えなのか、お聞かせ願えたらと思います。

前田さん。

前田委員

ほかの地域はどうか分かりませんが、写真の件ですけども、私の地区で、特に大野川地区ですけども、そこが非常にわかりにくい地域でして、A3のものでは見にくくて、どこがどこかわからなくなるので、できたら以前にやっていただいた大きな地図、あの地図のほうがやりやすいので、私のところだけでいいんですけども、大きなやつにいただければ非常にわかりやすくいい。それが1点です。

それから、後で11月、12月だと思うんですけども、これからの農地

をどうするかって意向調査がありましたよね。あのときに、住所や電話の記載がなかったんですよね。ですので、探すのに苦労して、近所の人に聞いたりして調べました。電話番号がわかると、ありがたいかなというか、農地と自宅とは別のところにありますので、また探しに行かなくちゃいけないという、そういう問題があって。地図に農地の地番は載っていたんですけども、その人の自宅は離れたところにあって、それは地図に載ってなかったんです。それで、どこだかよくわからなかった。そういう問題があります。

議長                   ほかに、それぞれ皆さんお気づきの点あったら、お願いします。  
河野さん。

河野部会長代理      全筆調査というほうが、これがどんなあんばいになるか。事務局で各農業委員がどれだけ日数をかければ全筆調査ができるかということを試算してみたかどうかよくわかりませんが、私は島内ですが、推進委員と2人で割ったとしても、1人300町歩近くの農地があるもんですから、それを年に1回全部見るというと、ちょっと気が遠くなってしまうような気がします。実際に手書きでこれ、1筆ずつ状況を書き込むというのは結構手間、いわゆる農地利用状況調査のときは、ある程度絞って見ていたんですが、全筆を毎年やるということになると、これは非常に煩雑になるし、大変だなと。紙の地図じゃなくてタブレット端末なら、それで1回入力したものは30年のときはどうだった、31年のときはこうだったというようなことが入れられる。累積できるような状態じゃないと、ただ書類を出して、また翌年も同じことをやるのかと思うと、物理的に大変だなという気がしますが、その辺のところは事務局でどういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議長                   基本的に、きょうはそれぞれ事務局とキャッチボールじゃない。現状と何が欲しいものを挙げてもらって、それで内容についてはまた精査して、次の段階につなげていくという形だと思いますので、個々で事務局から回答するという形態はとらないというつもりですけれども、また質問があって、事務局でまた答えたいところがあったら、答えてもらえばいい。  
板花補佐。

板花局長補佐       河野代理からいただいたタブレットの件ですけれども、実はこのやり方の段階では、必要かなという話は出ております。ただ、すぐに配備ができない中で、新体制に8月でシフトするということで、即時対応が難しいところで、まずはこのやり方で行こうかと考えたということでございます。

実際にやってみた中で、おっしゃられるとおり、相当な情報量になりますので、必要になってくるというお話は出てくる可能性極めて高いとは思いますが、そちらについてはまた、組織内で検討、それから予算づけ等必要になってまいりますので、事務局としても承知はしているというこ

とだけご承知おきいただければと思います。

議長　それでは、それぞれ各地域の中で現状と問題点と改善策とといいますか、こうやったらどうかというようなことを続いてお聞きします。  
前田委員。

前田委員　もう1点です。1人こういう方がいまして、利用意向調査をお願いに行った時です。本人がおらず、息子がいまして、わかりましたということで受け取ってもらったんですが、事務局のほうに実は報告が出ていなかったんです。それで、もう一度伺ったら、いや、出したよ、と言うわけで、そんな話になっています。頭の痛い問題で、出したのか、出していないのか、何かそこら辺のところもどうしたらいいのか、そんなことが1件、私のほうでありました。  
以上です。

議長　ありがとうございます。  
やっぱり現場でいろいろトラブルの芽はあるんでしょうね。その辺も注意していかないといけないと思いますけれども。  
いかがですかね、現状。  
三村委員、何かありますか。今井の現状。

三村（晴）委員　逆に、みんなそれなりにやっていく中で、別に調査自体はそんなに問題はないかと思います。  
ただ、部会長が言ったように、その後の処方せんじゃないけれども、毎年同じことをただやっていくだけなのか、しっかりその後の追跡なりがきちんとできていくのかということ、なかなか固定化されている部分が問題かなと思っています。

議長　ありがとうございます。  
それぞれ皆さん、いかがでしょうか。  
では、少し前に行って、道具とか、今、青柳さんから話もあり、このような形式、用紙を配ってやっていただきたいということと、前田さんのおっしゃるように地域によって大きいものもいいといったお話がありました。これはまた改善していきます。また、河野さんからもタブレットがあったほうがいいのではないかというご提案がありましたけれども、道具的なものは、地域に応じて、よりやりやすいものを用意してもらうということで。  
それと、10万筆全部やるかどうかというのは、平野の田んぼだと、一筆ずつチェックする意味もないし、そんなつもりもないと思いますが、その辺は、それぞれ実情に合ったという形になると思います。  
現状の中で、今、やること自体は大きな苦勞ではないけれども、これをどういうふうに生かして、前へ持っていくかというのがより重要になってくるのではないかと、前段で申しあげました。中間管理機構に全部回して、

意向調査をして、というのは、それでいかなものか、それぞれ地域事情がありますでしょうし、こういうことを次の新体制になったときには、腹をくくって考えていただきたいと考えますけれども、よろしいですか。

はい、萩原さん。

萩原委員

この調査をした後、どういう形でそれを最適化に結びつけていくか、その辺りは、事務局としては、何か構想はありますか。今までと同じような形でやっていくとしたら、ピックアップされた農地を追跡調査して、それで改善に向けてやっていったほうがより効率的ではないかと思えますけれども、この10万筆全筆調査を毎年やることによって、何か新たな展開というか、何かそういうことまで考えられているのかどうか。

議長

わかりました。  
青柳さん。

青柳主事

全筆調査と、その後の対応になりますけれども、まず、全筆調査をする理由ですが、これまでの農地パトロールは今まで、A、2、Bといった荒れているところだけを対象にして積み上げてきたという経過がありまして、地区内での荒廃状況等の把握が不十分である実態があります。全筆調査は、実際にやってない農地はどれくらいあるかを正確に把握することが目的で、その上で、利用可能な土地が新たに見つかったら、その推進を図っていく。その基礎の資料を調べるために行うことになります。

あと、利用推進のその後の処方せんですけれども、こちらについては、今回、はっきりとお答えができません。地元の担い手等へ直接話し合うことくらいしか今のところ考えていない状況です。その手法については、検討中ですので、この場ではお答えできず、大変申し訳ございません。

議長

ほかに。

小林委員

全筆調査もそれは必要ですが、何度もやっていますので、そこに荒廃地があるというのはほとんどわかるわけですね。その後の対応として、下限面積も下げましたし、別段面積設定というものもできましたけれども、なかなかそのことが農業委員の皆さんに徹底できてない部分もあるような気がします。例えば空き家があって、空き家から少し離れたところに農地があって、それは併せて取得できる場合もあるんだ、そういうことをはっきりと農業委員の皆さんが考えてもらえば、かなりの荒廃地をなくすることができる気がします。

議長

ありがとうございました。

小林委員がおっしゃったように、アイテムをつくったので、それを共有して、みんなに知ってもらおうという、そういう営みはやっていかないといけないと思います。

百瀬さん。

百瀬（文）委員 農地利用最適化と、全筆調査という話、それと市街化農地という問題、ど  
ういうふうに解釈していいのでしょうか。市街化農地も全筆調査の対象に  
なっているのかどうか、その辺をお教えいただきたいのですが。

議 長 青柳さん。

青柳主事 市街化区域の農地の取り扱いですけれども、松本市内の農地台帳に載って  
いる農地は全て対象ということで考えておりますので、こちらも調査対象  
になります。

議 長 百瀬さん。

百瀬（文）委員 現実に私のところは、半分が市街化農地なんです。それで、全筆調査と  
いうことで、以前も行ったわけですが、家の裏にほんのわずかに野菜をつ  
くってあるような土地とか、そこを探すのがとても大変な調査なんです。  
それを委員がかわるたびに探すということは非常に厳しいし、最適化とい  
う言葉からして、そういうところは最適化の対象内なのか、というふうにも  
思うので、その辺りも検討いただければと思います。

議 長 そうですね。パトロールのためのパトロール、調査のための調査では、何  
のためにやるのか、それはまた課題として、検討していきたいと思います。  
ほかにありますか。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、これで意見交換を終了させていただきます。  
ただいま皆さんからお出しいただいた意見については、これからの参考に  
させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。  
議題全て終了しました。ありがとうございました。

13 議長退任

14 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1 1 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1 4 番 \_\_\_\_\_